

総務企画委員会記録

<第3号>

平成24年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成24年7月11日（水曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成24年7月11日 水曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午後7時45分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県知事の給与の特例に関する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例
- 5 乙第5号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第6号議案 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例
- 7 乙第24号議案 那覇市の中核市指定に係る申出の同意について
- 8 乙第26号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 9 乙第27号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 10 乙第28号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 11 乙第29号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 12 乙第30号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 13 乙第31号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 14 陳情第84号、第85号、第87号、第93号、第96号、第100号、第112号、第122

号、第126号及び第129号

15 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	山内	末子	さん
副委員長	末松	文信	君
委員員	新垣	良俊	君
委員員	仲田	弘毅	君
委員員	具志	孝助	君
委員員	照屋	大河	君
委員員	高嶺	善伸	君
委員員	玉城	義和	君
委員員	渡久地	修	君
委員員	吉田	勝廣	君
委員員	前島	明男	君
委員員	當間	盛夫	君
委員員	大城	一馬	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	又吉	進	君
総務	部	長	川上	好久	君
総務	統括監	當間	秀史		君
人事	課長	親川	達	男	君
行政改革	推進課長	砂川	靖		君

企 画 部 長	謝 花 喜一郎 君
科 学 技 術 振 興 課 長	具志堅 清 明 君
刑 事 部 長	石 新 政 英 君
交 通 部 長	砂 川 道 男 君
監査委員事務局監査課長	岡 山 稔 君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第6号議案まで、乙24号議案、乙第26号議案から乙第31号議案までの13件、陳情10件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部刑事部長及び交通部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県知事の給与の特例に関する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 それでは、乙号議案の説明をいたします。

与野党議案説明会でお配りしました、資料の平成24年第3回沖縄県議会（定例会）議案をごらんください。

1ページをごらんください。

乙第1号議案沖縄県知事の給与の特例に関する条例について、御説明いたします。

本条例案は、識名トンネル工事に関する不適正な経理処理について、県民に県行政への不信感を抱かせ、多額の国庫補助金の返還を行うという重大な事態に至ったことにかんがみ、知事が県行政の最高責任者として、これを厳しく受けとめ、みずからを戒めるため、本人の請求辞退に基づき、給料月額の100分の50相当額を、3カ月間減額するものであります。

知事の給料の請求辞退については、法律的性格として債権の放棄とみなされ、これは県に対し、財産上の利益を供与するものとなることから、公職選挙法第179条第2項の寄附に該当すると解されるものであります。

したがって、当該給料の請求辞退を県が何ら措置を講ずることなく受け入れた場合、知事の当該行為は、公職選挙法第199条の2第1項公職にある者の当該選挙区内にある者に対する寄附の禁止の規定に抵触することになります。

このことから、知事の給料の請求辞退の行為を適法に行うため、本条例を提案するものであります。

以上、乙第1号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今、総務部長が提案理由説明した識名トンネル工事に関する不適正な経理処理、不適正と言っていますが、この表現は合っていますか。今回の事件は不適正な経理処理ですか。

○川上好久総務部長 不適正な経理処理—具体的に申し上げますと、完了した工事について事実と異なる工期を設定をして補助金の交付を受けたこと、そして、そのことについて会計検査院から指摘を受けて補助金を返還するような形での経理処理を行ったということでございます。

○渡久地修委員 これまで問題が発覚してから、私たちは予算特別委員会でしたか、それから本会議でもやりましたし、今度の議会でも多くの議員がこの問題の質問をしましたけれども、そこで言われているのは本当に反省しているのかということなのです。その典型的なのが、お金を返還したのにもかかわらず、国に対して不服申し立てをその後やったということなのです。本会議でも知事以下皆謝ったけれども、自分たちがやった行為は正しかったと言わんばかりの正当化する弁明に終始していたのです。それについて反省していないのではないかということで議員から指摘されたのです。そうではない、反省しているということで5億8000万円のお金を返した、返したけれどもその後不服申し立てをやったと。これはだれが見ても居直りにしか見えないわけです。本会議で同僚議員が言ったけれども、そんなに正しかったのであれば裁判で争ったらいでではないかというのも出てくるわけです。そういう意味で、これは不適正な経理処理ということで、事務手続き上ちょっと間違っていたという認識に終わっていないかという気がするのですが、どうですか。

○川上好久総務部長 それは全くございません。このような形で県民に非常に県政に対する不信感を与えたということで、知事を初め執行部は深く反省して、そのことを6月21日の行政監理本部の終了後に記者会見の中で、知事、副知事そして担当部長含めて謝罪をしたところでございます。

○渡久地修委員 これまで識名トンネル工事の契約問題に係る第三者委員会の報告、あるいは皆さん方が今度出した行政考查結果報告書でも虚偽の契約というものがありますね。第1の虚偽、第2の虚偽。沖縄県警察に告発までされたという点では明らかに虚偽で、不適正の枠を超えて、ある意味では犯罪として告発されているわけでしょう。ですから、その辺の認識がちょっと違うのではないかと、やはり不適正で合っているのですか。

○川上好久総務部長 職員のヒアリングを含めて、現状解明を総務部としてもやったわけでございますけれども、やはり法令に対する認識が甘かったというところを深く反省しなければいけないと考えております。このことについて、警察に告発をされているというような状況もございますけれども、それはそれとしてまた捜査の行方を県としても見守りながら、協力すべきところは協力しながら、そのような対応が必要であればやっていきたいと思っております。

○渡久地修委員 この提案理由の不適正の経理処理についてということ自体、まだやはりきちんとした反省がなくて、自分たちのやったことはやはり正しかったのではないかということが、どこかにあるのではないかと思うのですけれども。皆さん総務部がやったこの行政考查結果報告書なのですけれども、かいづまん簡単に報告すると、これはどういう報告書になっていますか。簡潔に説明してください。

○川上好久総務部長 この行政考查結果報告書では、今般のこの会計検査院の指摘を受けるに至ってその状況を深く反省をしながらも、なぜそのようなことが起こったのか、その原因と背景を厳しく内部で反省を含めながら整理をしております。そして、その原因を踏まえて今後二度とそのようなことが起こらないような形で、再発防止策としてどういうことが必要なのか、そのことを行政考查結果報告書の中ではお示しをしたつもりでございます。

○渡久地修委員 これをまだ詳しくは読んでいないのですが、大ざっぱに見た限り予算特別委員会の中で指摘しましたけれども、第三者委員会の指摘した議

会にかからないように分割したとありましたね。県から持ちかけたと。これについてはどのページで皆さん取り上げていますか。

○川上好久総務部長 このことについては、特にこれの中では触れておりません。ただ、第三者委員会の中でもそういうような指摘があって、これにつきましては、やはり当時の5億円という予算枠の中で処理をしたというようなことを、その当時の処理の仕方としてそれしかできなかつたというようなことをその時点で申し上げたと思っております。

○渡久地修委員 第三者委員会の指摘の中では議会にかからないように—5億円以上は議会にかける必要があるから、それ以下に抑えてくれということを県から持ちかけたということがあって、これは極めて悪質だと指摘したのですけれども。皆さん方が行った報告書を見て、前の委員会で指摘したのはこの工事の流れからいくと、まず設計段階できちんと皆さんはチェックするわけです。そして、その後議会にかかるわけです。議会にかかってチェックされる。その後工事をやる、その工事のときにも検査がありますね。ここでチェックを受けると。ここで今回チェックを受けたらまた最初に戻るわけですね。最初に戻つて5億円以上であればまた設計をやって、また議会にかかってと同じようにするのだけれど、今度議会にかからないようにということで議会は省かれてしまっている。いずれにしてもまた工事、検査と最後に完了検査があるわけです。ですから、4つの部署で、議会を除いても3つの部署できちんとチェックされる体制があるわけです。これだけ専門家がいて、専門の部署がいてそれぞれ独立しているのであれば、必ずこれだけの大きな金額はこの3つの部署のどこかで最低チェックされるはずなのです。ところが、これが全部素通りしていったというのは、この3つの部署の上にあるところからの指示があって、皆が同じように動いたのではないかというのが、一般的な素人や僕らから見たら疑わざるを得ないような現象なのです。それぞれが3つともすんなりと見逃すわけはないくらい大きな額なのです。それが素通りしていったというのは、その上からの指示がなければできないのではないかと。その辺は皆さん解説されてますか。

○川上好久総務部長 そのようなことを指摘されると、これはまさしく県としては反省をしなければならない話だと思っております。我々もそのことはなぜかというようなことを、それぞれ事務決裁をする過程を追いかながらそれぞれの担当部からヒアリングをしてまいりました。土木事務所もそのとおりですけれ

ども、その上にある道路街路課の処理の仕方、そしてまた土木建築部の土木企画課、そして検査をする技術管理課、どうしてそういうようなことを発見できなかつたのかということを、逐次確認をしたわけでございます。やはりそこには業務の進め方の中で非常に形式的な、あるいは前例踏襲的な、仕事のエリアというのがここだけだというような形での処理の仕方が非常に見られる。例えば技術管理課だと最後の完了検査をするわけですけれども、そのときに彼らの処理の仕方というのは、結局その設計書にあるような形で、その仕様で物ができるかどうか、そこだけが彼らの仕事の範囲だと。その経理事務の部分までは自分たちの範疇ではないと、そういう形でずっとやってきたという世界。そしてまた土木企画課のほうでは技術的知識のない職員が支出負担行為をする、そこに入り込んでチェックができない。非常にそういう意味では内部のチェック体制が弱かったということが、今回のこういう行政考査の中で明らかになっております。私どももやはりこれだけこういう形で問題が起こる中で、なぜそういうようなことが発生をしたのか、そういうものを今回反省を込めながらこの調査報告書をつくっております。そして今後は再発防止に向けて、何よりもやはり職員の意識改革。これは法令に対するコンプライアンスへの意識もそうですけれども、そしてまた将来自分の仕事の中で出てくるであろうかもしれないその危機管理の意識一例えれば今回の場合だと、47.3%という通常考えられない低落札、WTOの世界だからしようがない。本当にこれができるのかと、トンネルというある意味見えない世界で追加工事というのが出てくるのではないかと、そういう考え方方が将来の危機管理であればどこかにないといけないと思うわけです。最初から追加工事が起つた場合にはどういうような処理をするか、会計検査院からはその当初の請負比率でないとこれは増額契約ができないという話が出てくるわけです。そのことが実際に追加工事が出てきたときに、この1年間の期間の中でいろいろなことが出るわけです。どうが発見されたり、その3センチという沈下対策というものがこれだけではうまくいかない。いろいろなものを対処しながら、その経理をやりながらという部分がうまくいかない中で、業者は47.3%というのが絶対に受けられない。そこで現場職員というものは追い込まれていく世界があったのだろうと思います。そのことをフォローしきれない土木事務所全体の体制、そしてまた本庁の。報告書の中では、上司の指揮監督のあり方、そして当初の契約の中で追加工事についてもきちんと請負比率云々については整理をすべき話であるとか、あるいはまた技術管理課のほうも今後は契約事務についても検査をするのだということをやるべきだと、そういうようなことを細かく整理をして、今後の再発防止に向けての対策は真摯に整理をしたつもりでございます。

○渡久地修委員 総務部長が今言ったことは、今までの工事契約書の中でもきちんとうたわれているわけです。前の委員会でも県のこれまでの工事の中で追加工事がどれだけあるかと一追加工事というのは当たり前のようにやるのです。全然珍しくないです。トンネルだから追加工事が出たのではないです。今度の伊良部架橋も追加工事がどんどん出てくるのです。追加工事というのは当然出てくる。そのときに追加工事の請負比率はどうするというのも、きちんと今度の契約書にも書かれているのです。本体工事と同じ比率でやるというのが書かれてるのです。そして、そのときに相手方が言わなかつたら甲が乙に通告すればそれで済むようにうたわれているのです。

○砂川靖行政改革推進課長 請負代金額の変更の方法ですけれども、県が用いている工事契約書ではその第24条に規定されております。渡久地委員がおっしゃるように確かに請負代金額を変更する場合、甲乙協議で定めると。協議が整わない場合は、甲が定めて乙に通知するということは第24条の第1項に書いてあります。ところが一方第3項では、乙が増加費用を必要とした場合、それから損害を受けた場合、これについては甲が負担する必要な額については甲乙協議して定めるということで、今回の場合第3項に該当する可能性もありますので、一概にその甲が定めて通知するというような手続にいかない場合も考えられると。すると契約書上は請負比率を乗じるという言葉はどこにも出てきません。

○渡久地修委員 総務部長が言ったことは今まで十分か不十分かはあったにしても、きちんと甲が乙に通知すればできるとか、整わないときは向こうから申し入れて沖縄県建設工事紛争審査会を入れたりとか何とかというのがあるけれども、そういう手續をやっておけば防げたわけです。それをやらなかつたというところに大きな問題があるのではないかですか。

○川上好久総務部長 これまでの契約様式の中に、今言われている追加工事についても47.3%の当初の請負率でやるということが明確に打ち込まれていないというところがトラブルの大きな要因であると。それは今後見直しをしていくということをこの中で指摘しています。

○渡久地修委員 委員会で質疑したときも、これまでも追加工事があったときにこんな事例がありましたかと言つたらないわけです。全部今までの規定どおりにやっているわけです、本体の請負比率で。

○川上好久総務部長　これは47.3%という低い落札率ではないのでできるのです。これは85%や90%というと、これは業者も当然乗るわけです。今回の場合はやはり異質なのは、特殊な環境でのトンネル工事ということと、それから低落札があったということ、業者が絶対折り合わなかったという、その部分がこの工事を進める中で非常にこの難しい事案として出てきてしまったと。そのことが、何が何でも補助事業でやろうとしていく姿勢もやはり問題だということをこの中に指摘しております。やはり我々は適法適切な処理をしなければいけない。そういう意味では財源も含めてここをバックアップしていく体制が必要であったというようなことをこの中に反省を込めて整理をしております。

○渡久地修委員　いずれにしても、この問題は土木建築部を中心であるから、なぜそうなったのかということはまだきちんと説明していく必要があると思います。これだけでは不十分だと思います。それで今回の沖縄県知事の給与の特例に関する条例について、これが今度の議案なのだけれども、これでもう、給与を減額してこの件は一件落着ですか。

○川上好久総務部長　この件につきましては、たしか2月議会の中で県としては6月までにそういう調査をして一行政監理本部ですけれども、その中の原因の究明と、それから今後の対応策、そして職員の処分含めて6月議会までにお示しをするというようなことをお約束をして、その処理をやってまいりました。我々が今日まで第三者委員会を含めて、それから3月に設置をした行政監理本部の中で調査をされた行政考査を含めて、我々が知り得る限りの事実をもとに原因を究明しながら、対応策も整理をしております。そして、職員の処分も行いました。その中で知事としてはやはり最高責任者として、このような事態というものを厳しく受けとめながら、みずからも戒めるための処理もあわせてやらなければならないということで、今回御提案申し上げているところでございます。

○渡久地修委員　いずれにしても、この説明というのはこれからだと思うので、これは絶対終わらせてはならないということです。

○山内末子委員長　休憩します。

(休憩中に、渡久地委員からこの審査の場に県警察がいるか確認があつ

たが、山内委員長はいない旨回答した。)

○山内末子委員長 再開します。

○渡久地修委員 警察に告発されていますね。それについては今度の給与の特例に関する条例との関係で見解があればお聞きしましょう。

○川上好久総務部長 これは沖縄総合事務局の告発によって警察の捜査という段階に入っているということで、内容については県がコメントできるような問題ではありませんので、ただ必要な協力はしながら、その行方を我々としても見守るしかないと思っております。ただ、私どもは昨年おおむね半年かかって第三者委員会、それから総務部としての行政考查もやって、何回も何回も職員のヒアリングもしながら、我々の知り得る限りの事実に基づいて原因究明と、それから再発防止策については反省を込めて整理をしたつもりでございます。

○渡久地修委員 皆さん方の内部での調査という関係で、警察は警察で解明するでしょう。議会は議会で解明しなければならない。県は県で、自分たちで解明すべきだと思うのですが、土木建築部とかの内部は皆さんいろいろ聞き取りになったと。あと、工事を請け負った共同企業体—JV、本土企業、県内企業ありますよね。そういうところからも皆さんは聞き取りはなさいましたか。

○川上好久総務部長 県がやっているものは県内部の調査です。

○渡久地修委員 これはやる必要はないですか。

○川上好久総務部長 行政考查というものの範疇として、あくまでも県行政が公正的確に運営されているかということの調査把握であることと、それに基づいて改善すべきものの指摘をしていく。そのことによって県行政の公正性、それから効力性というものを確保する。そのような目的でやられているという関係上、そこは県内部を対象にして調査を行っているということでございます。

○渡久地修委員 この前の本会議で嘉陽議員が質問しておりましたが、この3社のうちの県内業者から訴えを受けたと。自分たちの話は一切聞いてくれないということを本会議で指摘したのです。要するに特に県内の請負業者というのは、県に一切物を言うことができないと、仕事をとっているから。ある意味で

は言いなりのところもあると。だから自分たちの話を聞いてくれというのが向こうの訴えなのです。この前の土木建築部長の答弁は、JVのトップは本土企業であるからそこから聞いている。追加工事の件は、そことはやったと。県内企業からは一切聞いていないということです。なぜかというとトップが向こうだから。だから本当に行政考査できちんとしたことがやられたかどうかというのは、自分たちの内部も調査する、しかし、相手側の言い分も聞かないといけない。本当にこのとおりに業者と接していたのか、相手側は違う意見を持っているかもしれないでしょう。その辺はどうですか、皆さんが必要はないのですか。聞いたほうがいいと思うのですが。

○川上好久総務部長 今、我々が目的としているのは行政的な観点から、この問題がどうして発生したのか、県民にこれだけ不安を与えてしまったという反省を踏まえながら、その原因と組織としての今後の対応策をしっかり整理をしたつもりでございます。

○渡久地修委員 ぜひこれを含めて業者側からもきちんとした事情聴取をやる必要があると思います。最後に、前の委員会で県は5億8000万円の損害賠償を今後どうするかということを含めて、いわゆる請負比率以上に払ったものを返してもらうと。第三者委員会は一たん全額返してもらって、そこから支払うべきものを計算して支払いなさいという極めて厳しいことを指摘していましたけれども、その件はどうなりましたか。

○川上好久総務部長 これは第三者委員会ではそういう指摘を受けて、それを県としては踏まえながら、検討しております。県の顧問弁護士もいろいろ意見が分かれています、その辺を調整をしながらこれは引き続き検討しているということでございます。

○渡久地修委員 これは今引き続き検討中の課題ということですね。知事の給与の減額ということでこの件は終わりということには絶対にならないので、引き続き真相究明というものをきちんとやっていく必要があると思います。議会は議会でやりますし、皆さん方県の内部でもきちんともっと進めていくことが必要だと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 きょうは知事の給与の特例に関する事例でもありますので、これまでにこういう事案というのか、知事が給与を削減する分、どの時代にどういうものがあったかということを示してもらえますか。

○川上好久総務部長 本県においては、平成に入ってから知事が自戒した事例が3件ございます。いずれも贈収賄事案であって、知事の給料月額の100分の10を2カ月から3カ月、そういうような形で処理をしております。また、今回の知事の自戒の程度に関する際に、最近5カ年の他府県における不適正経理で知事が自戒した事例も調べております。その中で12県で事例があったわけですが、けれども、私的流用がないという形で本県との類似事案の状況を見ると、おおむね100分の10から100分の30で、期間は1カ月から3カ月という状況でございます。ただ、最近は他県においては知事の給料月額の全額を減額するという事例もあって、そのところは今回の知事の自戒内容というものをどのように整理をするのか迷ったところではございますが、これだけ長期間にわたって県民に不安を与えたということも含めて100分の50という形で、知事の自戒ということを整理をしてきたところでございます。

○當間盛夫委員 過去3件というのは通常100分の10なのですよね。大体は100分の10が3カ月ということが通常です。今回知事が50%、3カ月ということと、知事だけがそのことをやったということは、どういう根拠というか、なぜ50%ということになったのか、なぜまた知事だけになったのか。

○川上好久総務部長 100分の50という数字は、正直なところ100分の100という事例もあってそこは知事の責任の気持ちという部分もあって、なかなかそこは判断しにくいところなのです。県民から見てそれが妥当かどうかということは正直なところわかりにくいところもあるわけですが、過去の事案も確認いたしました。ただそれは平成の早い時期の話でございまして、最近では他県では不適正経理の事案を見ると100分の10から100分の30、中には100分の100という事案もあって、その中でも知事としてもやはりみずから行政の最高責任者として厳しく受けとめる。それをみずから戒めるために、そのような形で100分の50を3カ月というみずからの自戒の気持ちとして提案をさせていただいたということです。副知事は当時の担当者ではなかったということが一つあります。副知事については議案という形ではなく、これは返納という処理ができる話ではあるわけですけれども、それ以前にこの事案に関与するという形での

担当副知事ではなかつたということで、今回は知事が最高責任者としての自戒という処理をさせていただいたということでございます。

○當間盛夫委員 多分知事は全額3カ月でもいいと言ったはずだと思います。そうなつたら、自分がある程度の責任を感じてのことということであれば、今度の件で知事がどのような責任を感じたのですか。

○川上好久総務部長 これはまさしく知事は行政の最高責任者ですから、県民の不信というのは知事にとってみると気持ちとして大変大きな責任を感じざるを得ない世界になります。今回の識名トンネル工事に対する不適正な経理処理について、県民がやはり県行政に不信感を抱いたということ、国庫補助金の返還に至つたというこの事実そのもの、そのことによって職員を処分をした。そのような状況の中で、知事が行政の最高責任者としてみずからこれを厳しく受けとめたということでございます。

○當間盛夫委員 さかのぼって、これがわかつたのはいつだったのですか。この識名トンネルでこのようなことがあるのだと県内部がわかつたのはいつですか。

○川上好久総務部長 平成23年9月以降の新聞報道の周辺からだと考えております。

○當間盛夫委員 9月議会でも、こういうことがあるということで新任された与世田副知事が議会のほうでもそのような答弁をしているところであると。では、皆さんも平成23年9月にしかわからなかつたと。では、内部的には南部土木事務所を含めて土木建築部含めて、それはずっとわかつっていた案件ですよね。自分たちが不正をしているわけだから。これをどう処理しようかということをずっと持つていて、皆さんは9月にしかわからなかつたということですか。

○川上好久総務部長 ここは土木建築部に確認をしないとわからないところではありますか、我々の知り得るところでは平成23年1月、会計検査院から指摘を受け始めたころから土木建築部で、これは問題だという形での認識があつたように聞いております。

○當間盛夫委員 会計検査院から指摘を受けたのはいつだったのですか。

○川上好久総務部長 平成23年の1月、会計検査院の会計実地検査で指摘をするという段階から、土木建築部でもこれは問題であるという対応が始まったと聞いております。

○當間盛夫委員 整理すると、一般質問でやったのだけれども、WTO案件になってくると低入札が出てくると、低入札の裏にはそういう部分が出てくるのではないかということです。会計検査院からすると国全体の話であるから、それをなぜ沖縄の識名トンネルという形のもので来たかというと、やはりWTO案件という部分があるはずでしょうから、それが平成23年1月に出て、結局その中で土木建築部を含めて南部土木事務所で対応しようということになって、皆さんのがわかったのが平成23年9月と。その9月の時点では知事もそんなにまで、これがここまで大きくなるという認識は持ってなかつたということなのでですか。

○川上好久総務部長 恐らく新聞の報道があった平成23年9月の時点くらいから、庁内ではこれは大きな問題なのではないかという認識が出たと思っております。

○當間盛夫委員 平成23年9月の時点では与世田副知事もそんなにまで認識を持っていなかつたのではないかと。与世田副知事の答弁を聞くと。いわゆる自分たちもその分もありはするけれども、自分たちも違う部分があるのだと。国に訴える部分もあるのだというような言い方で、会計検査院に対抗するようなところも9月の時点ではあったはずなのです。なので、副知事自体は何も関与していないと、これは土木建築部の分でその当時いないわけで、ましてやその案件があったのは稻嶺知事のときですから、これは追加工事云々というときは副知事もいないわけです。でも、このことを指摘されてそれを調整してきたのは与世田副知事のはずです。その辺はどうなのですか。

○川上好久総務部長 それは当然担当副知事として、その会計検査院から指摘を受けて、それについて土木建築部ともいろいろと相談をしながら対応はしてきたと思います。

○當間盛夫委員 この一連の去年の1月からこう出て、9月こういう形で皆さんが認識して、また2月、3月のものを上げる。9月から2月、3月のもので

これだけ混乱させたのは、与世田副知事ではないかという思いがあるのですが、いかがですか。

○川上好久総務部長 そこは私どもはそのようには理解をしておりません。副知事は副知事として担当部局と相談をしながら、処理をされてきたと思っております。

○當間盛夫委員 今度の知事の給与削減、与世田副知事にもやはり担当副知事としてそれなりの監督不行き届きがあったのではないかと。なぜ知事だけなのかという思いがあるので、質疑させてもらいました。今、内部チェックの体制とか、いろいろな原因究明だとか再発防止策はできているのですか。

○川上好久総務部長 この間、當間委員にも御質問いただきましたが、我々のチェック体制がやはり弱かったというようなものを反省しています。この間10年くらいスピード感を持つ行政運営一行政だけでなく全般的にそういう流れになっているわけですけれども、その中で実は県の組織も総務課制度を廃止をしているというような流れがありまして、スピーディー、効率的、それはそのとおりです。ところが、その総務課が持っていたチェック機能というものが失われているというのが現実問題としてあったと今回非常に痛感しています。とりわけ、土木建築部とか農林水産部とか事業部門においてそれが必要であったと感じ取れまして、そこについて今後議論をさっそく開始をする予定です。そしてもう一つは組織規定の見直し、きちんと整理されていないところでそれぞれの担当課が自分なりの都合のいい業務の見方をしていたのかというようなところもありますし、そのところも明確化する予定です。それから、事業を実施する段階でチェックをしていく、そういう仕組み一今、監査委員とかそういうものは事後的なチェックになりますね。それではなくて、途中から事業を執行する段階からチェックをしていく。そういう体制を含めて新しい仕組みづくりの検討を始めております。それ以外にもいろいろな問題がありましたけれども、一番大きな問題がこのコンプライアンスの問題で、これについては6月に全庁対象に実施をしております。繰り返しこれはやる予定でございます。そういう形で今取り組みを始めているところでございます。

○當間盛夫委員 このチェック体制がどうあるかということは本来議会にも報告があって、例えば土木環境委員会の途中途中に出されてきた議案、案件に対して、どう進んでいるとか議会も持たないといけないはずなのです。その辺は

議会のやり方も変えないといけないけれども、監査委員の部分も事後でやると。でも、監査委員だからそのことで出された分をきちんとチェックするというところもあって、今度の監査委員の見解では、「監査するに当たっては、予算執行伺いから支出までの関係書類が整っている場合、不適切な処理の発見は困難なところあります。」という形なのです。今度の識名トンネルに関しても、「完了した工事をあたかもこれから工事を行うこととして書類を偽装したものであり、不正を発見することは困難である。」という言い方をするわけです。では、監査は何なのかという思いがあるのですが、皆さん監査とか監査委員とか全体的に軽視しているところがあるのではないですか。

○川上好久総務部長 今回は識名トンネル問題、こういう大きな問題になったわけですけれども、これはしょっちゅうある話ではなくて、やはりまれな事案として出てきたものだと我々も認識しております。しかし、それでもやはりそういうものがうまく発見でなかったという反省をしなくてはいけない。そういう意味では府内のチェック体制を含めて、あるいはまた職員の意識改革含めて、そこはしっかりと改善をしていかなくてはいけないと思っております。また、監査委員もこの間議員からの御質問を受けて、やはり内部の監査体制を強化をするという趣旨の答弁があったと思っております。そういう形でやはりこの改善をしていかなくてはならないと考えております。

○當間盛夫委員 総務部長が言うように、これがしょっちゅうあったら県は大変でしょう。総務部長も県民に不安を与えたとか、不信感を与えたという言葉ではあるけれども、その分では県の信頼をなくしたというような思いで皆さんやらないと、何か不信感を与えてしまったねみたいな話では、今の県民の皆さんに対する目線というのはそんな小さいものではないと思っています。これは氷山の一角だろうと。例えば47%の落札だったからその分での追加工事がそうなったというのは言いわけで、現実は県内でやっている分の追加工事も皆さんは県内の企業を泣かしているのではないかと。県内の企業はその分ではこれからも工事をとらないといけないから、皆さん県が言うのを本来はその分はできないけど県がこういう形で言ってくるから泣く泣くそのことをやってしまったというのが実情ではないかと思うのです、県内の業者の皆さんの思いからすると。それをやはりなくすのは皆さんのやりようで、これから工事監査もしっかりとやっていこうという形で専門性を持たせるということも言ってきているのですけれども、そういった部分に関する監査の分は総務部としてはどのように携わろうとしていますか。

○川上好久総務部長 監査委員は県の執行部とは独立した立場で監査をされるので、向こうは向こうの判断がおありだろうと思います。ただ、県としても監査委員が適切に監査できるような、チェックできるような仕組みといいますか、内部での資料の整理の仕方、組織間での権限のあり方とかそういうようなものを整理をしながら、提示できるような体制づくりはしていきたいと思います。

○當間盛夫委員 国の会計検査院のような形で、やはり県も第三者機関という形でのチェック体制を持たないと、今度もう新たな振興策が入っているわけですね。その分で、今度は自分たちでもつくっているわけです。ただ国に予算を要求しているだけの話で。その部分のあり方がどうなのかとか、成果を含めて。責任を伴ってくるといういろいろなものからすると、この第三者機関が設けるチェック体制というのは今度の新たな振興策を含めてこれから重要なものが出てくるのではないかと思うのですが、その認識はどうですか。

○川上好久総務部長 既にチェック機関としては、包括外部監査制度も導入されていますし、また議会というものも強力なチェック機能を有しておりますし、また県の監査委員も独立した立場でチェックをしていると思っております。県のほうも、新しい予算制度に対応してみずから執行管理が適正にできるような仕組みづくりを検討しております。この間、當間委員の御質疑にもお答えしたとおり、この進行中の事業の執行管理ができるような体制、仕組みを考えているところでございます。

○當間盛夫委員 この前も言ったのだけれど、包括外部監査から出された報告書を読まれましたかと言ったら、部長は目を通してないと言ったではないですか。この辺はだめですよ、監査を皆さん重視してないですよ。包括外部監査にしても、今包括外部監査もあるからという話するけれども、では皆さんきちんと包括外部監査からどんなことが出されているのかということを真剣にとつて、それから出てきたものを各部署でそのことを生かしているかといったら、前々から包括外部監査のそういう部分の報告書は何の意味があるのかということをずっと指摘されているのに、担当の部長自体が読んでないということ 자체問題もありますので、これは指摘で終わっておきます。もう一つ、皆さんはコンプライアンス、いろいろなことをやる、県民に不信感を与えないようにしていると、いろいろなチェック体制もやっていると言いながら、那覇空港国際線ターミナルビルを県内企業にさせなさいと言った。県内の大手がとりました。これはWTO案件ですよね。それと同時に那覇空港国内線旅客ターミナル

ビル第3次増築工事をさせる。その那覇空港国内線旅客ターミナルビル第3次増築工事もその県内で1社しかとれないような入札要件案件を出している。これはどういう意味なのかと。これはまさしく業界含めて、県民に識名トンネルで何を勉強しているのかということが出てくると思うのです。この辺は是正すべきだと思うのですけれども、認識されてますか。

○川上好久総務部長 那覇空港国内線旅客ターミナルビルの話は余り承知をしてなくて、国際線の話は企画部長時代に質問いただいて、できる限り県内業者を活用できるような形というような努力をしてきたわけでございますが、今の話は余り承知をしていなくて、お答えはできないのですが、県としては基本的に県内企業等を活用していくというような、最優先していくというようなことが基本だというような形でやっているつもりでございます。

○當間盛夫委員 これは仲井眞知事に要請が出されています。県内1社しかできないところにそのことが出ていると。決して県内の業者ができない工事ではないと。今、那覇空港国内線ターミナルビルの話ですよ。工事ができないものでもないのに、もっと今月—7月は県産品奨励月間でもありますよね。ずっとそういった面では県内企業にしっかりと工事はさせなさいと言っているわけですから。それをあたかもこれと抱き合わせみたいに、識名トンネルみたいに赤字になるからこのWTO案件では赤字になるから、この部分で補わそうというのが見え見えでという思いがあるのです。そういった分は今度の那覇空港国内線旅客ターミナルビルのものは皆さんチェックしてもらわないと、ますます県のやっていることというのは不信感だらけになります、信頼なくしますよ。それだけは指摘して終わりたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 平成24年6月21日に知事の処分と一緒に発表した職員の懲戒処分ですが、これは不適正事務処理、職務専念義務違反ということで、地方公務員法第33条、第35条、第29条に違反しているということで処分されているのですが、国は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律—補助金適正化法第29条第1項の規定に偽りその他不正な手段による補助金の受給等に抵触するおそれがあるものであり著しく適正を欠いたものであるということで、沖縄総合事務局は指摘しているわけです。そうすると、皆さんの懲戒処分と補助金

適正化法違反というものはどういう責任のとり方になっているのですか。

○川上好久総務部長 今回の懲戒処分はあくまでも地方公務員法に基づく処分になります。地方公務員法の不適正事務処理、それから職務専念義務違反という非違行為という認定をして今回の処分をしたということになります。沖縄総合事務局が告発をした件につきましては、これはまた警察で捜査をするということでございますので、そこはそこで状況を県としても見守ろうというようなことです。県が職員を処分したのは、地方公務員法に基づいて処分をしたということでございます。

○高嶺善伸委員 そうすると告発された事例が補助金適正化法違反になった場合は、また懲戒処分の内容はさらに変わるということになりますね。

○川上好久総務部長 これも本会議で答弁をさせていただいたとおり、県はこれまでの第三者委員会、それから県の行政考査の中で職員のヒアリングをしながら、また人事部門は別に非違行為について調査をいたしました。それに基づいて地方公務員法の非違行為に当たるということで処分をいたしました。ただ、同じ非違行為について再度懲戒ということは基本的にできないということになっています。ただ、今回の警察の捜査によって新しい事実が出てきて、それについて何らかの処分が行われた場合には、再度懲戒処分というのはあり得るということでございます。

○高嶺善伸委員 それで、平成24年6月4日に告発されているわけだから、新しい事実が出るかどうか、謙虚に法令違反があるかどうか、こういうものを見ながら懲戒処分をしないと……。今、地方自治法だけの処分をしておいて、刑法上の違反事実があるかどうかというものを確認しないで、見切り発車的な処分というのは時期的にどうかという気はするのです。沖縄総合事務局が告発したという事の重大さに対して、非常に認識が乏しいのではないかという気がするのです。その点で平成24年6月21日の懲戒処分の発表というのは適切かということを確認しているのです。

○川上好久総務部長 この平成24年6月21日の処分というのは、2月議会で議会の中でもこれはどうするのだと。処分が確定しない中で、知事の自戒もできないという話とか、補助金の返還の問題も議論されたというように思っています。その際に6月議会までには県としての総括を行いますと。それは原因究明

と再発防止策を明らかにして、なおかつ職員の非違行為について認定をして処分をする、それをもって知事の自戒をするということをお約束をして、それに向けて作業をしてきたわけでございます。その中で県としては、これ以上新たな事実はないという前提の中で今回の処分をしたわけでございます。これとは別に沖縄総合事務局は告発をして、それでもって警察は警察で捜査をされるかもしれませんけれども、その事実が出たらそれはそれで謙虚に受けとめると考えているところでございます。

○高嶺善伸委員 代表質問でやりましたけれども、今回の知事及び関係職員の減給処分は責任の所在について処分を行ったということで、まるでこれですべての責任の所在が明らかになったというような印象を県民に与えてしまうので、これはまずいのではないかという懸念があったので指摘したところです。そこで、平成24年3月30日に国に対して不服申し立てしましたよね。この内容を見て驚いたのです。この不服申し立ては、実は第三者委員会では県が既に交付を受けた補助金についてその返還の責任を負うことは当然の義務であるということで、むしろ虚偽の契約書の作成により公金を支出することはあってはならないと強く指摘されているにもかかわらず、不服申し立ての内容、添付された資料を見ると、交付申請者に重大な過失がない以上、相手方の信頼を保護すべきであるから、事業遂行上交付行政の錯誤を理由として交付決定を遡及して取り消すことは許されないという補助金適正化法解説を添付して、いかにも国のはうがむしろ補助金の交付決定をしたのは間違っているのだということを皆さん指摘して、国に対して本件補助金返還の請求は不当であるということを結論づけて申し立てているのです。第三者委員会の指摘を全く無視して、自分たちの補助金の返還の要求は不当だと言い切るあたりは、一連の処分を含めて認識が甘いのではないかと思っているのです。このあたりについて国が棄却したのは当然です。しかし、皆さんが自信を持って不当であると不服申し立てした責任というのはだれにあるのですか。

○川上好久総務部長 この件についても、代表一般質問で何名かの議員の方たちから質問を受けまして、それについてお答えしております。不服申し立てをしたということについては、補助金適正化法の第25条の規定に基づいてやったわけでございますけれども、県としては識名トンネル建設工事について沈下対策工事も一連の工事として実施をしたと。ただ、この変更協議も難航していく、そしてトンネル工事の特殊性から安全性とか経済性も考慮して、追加工事をして別途締結したもので、この時点ではやはり補助事業の対象であるという認識

をしてしまったということでございます。そういうような状況、るる説明をする中でこの補助金全額の返還とか、それから利息の請求をされるような、県として悪意をもったものではないということを確認をするために申し入れを行ったわけでございます。ただこれに対する国的回答としては、そういうようなことがいろいろあるにしろ交付決定以前に施行した工事については補助対象にならないと、国全体としての考え方を示されたというようなことも含めて、県としては平成24年6月21日の行政監理本部の総括になったということになります。

○高嶺善伸委員 答弁は質疑に応じて的確に答弁してもらいたいのだけれど。国に対してこの請求は不当であると思料するという県の示し方を知事の名前で出してあるのです。これの責任は知事にあるのですか。どういういきさつでこの不当であるという不服請求をするに至ったのか、責任の所在を聞いているのです。

○川上好久総務部長 責任の所在一知事の責任というのは今回の議会の説明理由の中にもございますけれども、これはやはり行政の最高責任者としての責任はあるわけではございます。先ほど申し上げましたとおり、この事案については補助金の全額返還、利息の請求を行うような事案には該当しないのではないかという県の確認をさせてもらったということでございます。国のはうからは、そういうことについてはいろいろあるにしろ、交付決定以前に施行した工事は補助対象にはならないという回答をいただいたわけでございます。そういうものを踏まえて、県としては平成24年6月21日に総括をしたということでございます。

○高嶺善伸委員 なかなかすれ違いますね。これだけの巨額な不正請求だから、会計責任者であるとか、副知事であるとか、今までこの不当な補助金返還だということでなぜ知事が決裁をして、国に対して不服申し立てをしたかというのは全序的な思惑があるような気がするのです。だから、だれの責任で不服申し立てをするかというのは、単なる補助金適正化法違反という問題にまで行き着くことを想定していたらできなかつたのです。皆さんのが不服申し立てをしたから、国は補助金適正化法に抵触のおそれがあるということで棄却して、さらに告発までしたわけでしょう。それのきっかけになったのは皆さんの不服申し立てなのです。それをせしめた責任はだれにあるかということを聞いているのです。それは知事にあるのですか。

○川上好久総務部長 国が告発したきっかけが不服申し立てにあるかどうかということに関しては、県としては承知しておりません。したがいまして、それをやったことが告発まで至った要因かという話については、県としては承知していない話で何ともお答えしようがない話でございます。

○高嶺善伸委員 私がなぜこういうことを言ったかというと、この乙第1号議案というのは、この処分の現段階での判断が補助金適正化法違反かどうかということに関する結論はまだ出ていない。今の職員の懲戒処分も単なる地方自治法に関する違反の処分だけです。そうすると、新たな事実が発生した場合は懲戒処分の内容をもう一度検討しないといけないと。あわせて知事の責任のとり方ももう一度検討しないといけないということになるわけです。それを、皆さんにはもう新たな事実は出ないんだと、これが責任の所在ということでの処分だと断定するあたりの答弁の仕方は非常に謙虚さがない。逆に言ったら、これでこの問題については処分をしたと、責任の所在は明らかにしたと言わんがための既成事実づくりのような気がする。それについてどうですか。

○川上好久総務部長 それは県としては全く逆で、やはり県は県としての自浄能力のような行為というものをやらなくてはいけない。それはこの間平成24年6月21日の処分の終わった後の国のはうのコメントにもございましたけれども、県は県としてのそういうみずからの調査でもって、原因究明をやられたのであろうと。当然それはやらなければならぬ話だと思うわけです。そのことについては2月議会でもお約束した話でもございますし、県としては3月の第三者委員会の調査も細かい調査をされているわけでございます。さらにその上で行政考查をやりながら、県としてなし得る県としての責任を持っての原因究明と、再発防止策というものをまとめたところでございます。その上で職員にどういうような責任があったかということを整理をしながら懲戒処分。そういうことを全く棚上げにしてしまうということは、県としてはやはりとり得るべきものではないと。むしろ、議会のはうともお約束した話もあります。またそれはこれだけの期間調査をして、一定の総括をしなくてはいけないという状況にあると思っております。

○高嶺善伸委員 一定の総括、一定の処分はわからないわけではないが、告発されて補助金適正化法違反に対する結論もまだ出ない段階で、もう新しい事実は出ないと見切り発車的な処分のような印象を受けるのです。だから、もう少

しこのことについては、情報提供も捜査の行方も見届けながら、適正な処分というか責任のとり方というのは知事も含めて他にも関連する幹部もあるかもしれないし、そういったところまで見きわめた上で処分を発表するのがいいのではないか、場合によっては条例によってそういう減給処分をするのであつたら、そういう段階までは見届けてから執行するという謙虚さがあつてもいいのではないかと思うのですが、もう答弁はいいです。指摘だけで終わっておきます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 沖縄総合事務局の告発ですけれど、補助金適正化法ですけれど。これはいったん執行を終わって、一たん工事を終わってから請求していますよね。そうするともちろんそういう結果になると思います。工事終わったものに対して補助金出さないというごく自然なこと。そうすると、一たんお金は県に入っているわけですよね。例えば仮に偽造だとすると、偽造をやって補助金もらいましたと。補助金でもらったけれども、会計検査で指摘をされて、返還命令が出ましたと。一たんもう県は受け取っているわけだから、犯罪構成要件ということからすると、普通だと犯罪が成立してしまうのではないかと思うのだけれど。そうしてみると、沖縄総合事務局と沖縄県警察はどうするかわからないけれども、だけどもらったのは公務員ではない、私人ではないわけです。ある意味では県なのです。利益をもらったのは。そういう意味からすると、告発の特定はしていないわけです。そうしてみると、この問題は他に波及するかしないかという、先ほど高嶺委員からもありましたが、そういうことだとすると他に波及するおそれは十分にあるのではないかと僕自身は思うわけです。よくわからないけれど。それを自分が利益を受けたわけではなくて、県が利益を受けたわけだから、そういうことからすると知事のほうが利益を受けることになるわけです。今の住民監査請求でいろいろな問題が出ているときに、補助金申請で出たときに、村長であるとか担当されるわけですよね。住民監査請求になったときに補助金適正化法でやられている場合は。そういうことだとすると、今後の課題としては抽象的な言い方だけれども、先ほど高嶺委員が言ったようにさまざまな課題がこれからも出てくるのではないかと。それに対してどう対処するかということが1点。それから2点目は、先ほど言った不服申し立てに大きく関与したのは県の弁護士と、恐らく副知事ではないかと思うのだけれど、その辺の不服申し立てについてはいわゆる顧問弁護士がいらっしゃるわけだから、顧問弁護士プラス県にも副知事という弁護士出身の方がいらっしゃるわけ

だから、そういう中で不服申し立てをやるべきではないかということをやったのではないですか。不服申し立てをするのはそういうことでしょう。

○川上好久総務部長 不服申し立てをしたのは先ほど申し上げたような理由でございます。そういうことを相談をして確認をして、沖縄総合事務局一国に対して確認をしたということです。それ以上の話があるというようには承知をしていないのですが。

○吉田勝廣委員 要するに、工事を終わってから補助金申請をしたわけだから、常識的に考えて補助金は来ないです。先ほどの理由はそこを沖縄総合事務局に不服申し立てをして、それが補助金適正化法に適當か適當でないのかということを判断するためにそういうものを申し出たというから、そこはおかしいのではないかと。理由はそういうことですよね。

○川上好久総務部長 それは不服の申し出というか、確認をする手段として規定があって、その利息をつけるほどのそういう悪意をもったものではないということも含めて確認をしたということでございます。

○吉田勝廣委員 ですから、常識でいわゆるだれがもわかることです。工事をやって終わってから補助金申請しますと、これでは補助金が出ないということはだれがもわかりますよ。それに対してペナルティーを科すわけですから、あなたがたはおかしいと。ペナルティープラスとそれにもちろん利子もつくでしょう。それをわかりながら、あえて不服申し立てをしたというのはだれの助言ですかとなってくると、顧問弁護士ではないですかと、あるいは副知事担当ではないですかと聞きたいわけです。不服申し立ての名称はもちろん知事でしょうけれども、それをやるべきだとサジェスチョンしたのはだれでしょうということです。もちろん不服申し立てをやっていいのですけれども、道理に合わないのではないかと。だからこそ高嶺委員からいろいろお話をあるわけでしょう。

○川上好久総務部長 国のほうからそれはそうではないと御指摘もいただいて、県としてはこのことについては不適正な処理だったということを深く反省をしながら、物事がここまで至ったということはどうしてそれが生じたのか、反省を含めながら行政考査の中で原因を究明して、今後二度とそのようなことが起こらないような形の再発防止に取り組んでいきたいと、県民の皆様には平成24年6月21日の記者会見、また議会を通してお伝えしたつもりでございます。

○吉田勝廣委員 僕は早目早目に対策をとったということは非常にいいことだと思います。第三者委員会に上げたり、いろいろな処分をしたり、いろいろなことをしたことは認めます。スピードーでよかったですとは思います。もう一つだけ、追加工事の件は土木環境委員会でも議論になったのだけれども、追加工事に対しては47.3%という低い率で請け負い価格になったので、追加工事に対して慣例としては追加工事に対しても47.3%で工事を請け負うのは慣例だと。だけど、これが国際入札がというか、低額で受注したということでどうしても工事する側は納得いかないと。そういうことがあって、いろいろなことがあって、今日に至ったという説明をしていました。そうすると、追加工事に対する今後の課題は先ほど説明したように、いろいろ契約するべきだと思います。これは往々にして、どこでもあることです。市町村の追加工事は大体出てくるわけです。そのときはその受注者に対して追加工事でこういうことでやりましょうとか、またある意味では追加工事は受注者にとっては入札はしないわけだから、いいときもある、だからそういうことをすると追加工事が行われるであろうということを県は今度契約の中でそれをやりたいと。再契約してやりたいと。市町村にかわっていくと、市町村の追加工事のときには今までその率でやって、ある業者が言うにはこの47.3%で追加工事をするべきではなかったかという業者もいたわけです。当然今までのとおりだから。それをあえて頭に置きながら、工事を受注するのが普通だという言い方もしております。だけど、問題は今後そういう47.3%という受注のあり方も議論しないといけないのが1つだと思う。もう一つは今後市町村に及びそうですか、いろいろと。そこを今後どう指導していくのですか。皆さんの契約条項は市町村は大体まねてというか、それをまた今後の対策論としてこういうことがあった場合はこうしなくてはいけないとか。この辺は総務部が担当か、土木建築部が担当なのか、その辺はどうなのですか。

○川上好久総務部長 これは土木建築部が規定とか整理をしていく予定になっております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 この2月議会で、執行部はしっかりと6月議会においてある程度のけじめ、総括をやりますと。そういう点においては、今回の知事を含

めてあらゆる対応策をやってきたというのは評価できていると考えています。法的にはあまり詳しくないのですけれど、今野党の皆さんも一生懸命、今の状況でいいのですかという、これで終わりにするのですかという意見なのですが、例えばある企業の経理で、これは課税の対象ではないということで申告をして税金をお支払いして、その後国税から指摘を受けて、追徴課税を受けた。そういう場合のペナルティーみたいなものをどのように考えていますか。

○川上好久総務部長 民間企業の税務処理は少しあまりににくいところもあるのですが、それが錯誤によって生ずる場合と、ここまで何とか大丈夫ではないかとか、いろいろな段階があろうかと思います。そういうような意味合いで、類似しているケースもあるでしょうし、また違うケースもあるかもしれない。そういう部分で、その仕事をやる担当職員の判断によってくる部分があろうかと思います。そしてまた組織が十分カバーしきれなかった場合に、そのようなことも発生する可能性があろうかと思います。

○仲田弘毅委員 先ほど吉田委員もお話をやっておりました。工事が終わって補助金を申請する。ですから、その補助金を申請してこれが法的に、あるいは今現在のやり方の中で不適切であるという、不適正であるという指摘を受けて返還命令が出たと。その中において、県の立場と国の立場が、考え方方が違うということ。その処理方法の中で従来そういったことがあったのか、それとも初めてのことなのか、どうですか。

○川上好久総務部長 今の話は承知をしておりません。ただ、補助金適正化法にそういう規定があって、県としてはそのところを確認をしてみたい、要するにそういう利息をつけられるような悪意を持っているものではないというお話をしたいというようなことも含めて、出したということだと思います。

○仲田弘毅委員 県内41市町村で、以前に指摘を受けた全くの架空の事業で補助金を申請したというところがある。今回の事案は、あの時代とは全く違うわけですよね。間違いなく工事も完成して、県に引き渡しもされておりますし、県民がその受益を還元されているということもあるわけですから。そのところをしっかりと踏まえて頑張らなくてはいけないと。問題は、今後の取り組みについてだと思うのです。土木建築部長は一生懸命、今後こういったことがないような施策を本会議で述べられておりますが、そのことについて総務部長としてのコメントはいかがでしょうか。

○川上好久総務部長 ここは当事者である土木建築部はもとよりですけれども、県全体としても反省すべきところが多々あると考えております。この行政考査の報告の中でも出してございますけれども、まず1点目はコンプライアンス、ここは徹底しなければいけない、その意識を浸透させなければならぬ。あとはあくまでも技術的な話として工事請負契約書で、やはり当初から請負比率のことを明確に追加工事に出せばそういうものも防げたのではないかという話であるとか、あるいは現場指示のあり方とか、そして工事の進・管理のあり方、支援体制のあり方、それから規則のあり方とか、そういうようなものについて事細かく整理をして、さっそくできるものは既に実施をしております。ここで研修については6月にすべて1回目は終了いたしました。そしてまたやはりこういうようなものがどうして発生するのかという、体制的なものではないのか、チェック機能をどこか失っていなかつたかどうかという反省も踏まえながら、今後組織のあり方も検討していく予定であります。そういう意味でこの問題はこれで終わったかということは全くそうではなくて、まさに再発防止に向かって県としては今後ともこれについて反省をしながら取り組んでいく、そういうような考え方でございます。

○仲田弘毅委員 まさしくおっしゃるとおりだと思います。この問題はこれで終わりではなくて、こういった問題が再発防止ができたときにこの問題は解決するというように考えていますので、ぜひ執行部の皆さん頑張ってもらいたい。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例について、御説

明いたします。この議案は、役割を終え、設置の必要性がなくなった沖縄県漁業協同組合合併推進協議会及び沖縄県自由貿易地域審議会を廃止するため、条例を改正するものであります。

以上、乙第2号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複するがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 4ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、消費生活用製品安全法等に基づく知事の権限に属する事務が市長の権限とされたことに伴い、条例で市に移譲している事務に関する規定を整理するため、条例を改正するものであります。

以上、乙第3号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複するがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 5ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例について、御説明いたします。

普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等は、これまで地方自治法施行令において、当該普通地方公共団体が資本金等の2分の1以上を出資している法人等と定められておりましたが、政令の一部が改正され、予算の執行に関する地方公共団体の長の調査等の対象となる法人として、当該地方公共団体が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社等で条例で定めるものが加えられました。

政令の改正を踏まえ、予算のより適正な執行を確保するため、知事の調査等の対象となる法人に沖縄県が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社等を加える必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、乙第4号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 これまで50%以上でしたね。これが25%以上から、25%で1法人が該当してくるということですが、これによって皆さんは何がどう変わると 思いますか。

○川上好久総務部長 実は、今回4分の1以上に引き下げられた一拡大をされた背景というのは、議会の監視機能の強化と予算の適正執行というものが1番の背景にございます。毎年決算のときに、県出資法人に関する調べがあるわけでございますけれども、その中で県は法人の予算の執行の状況、収支の状況等を調査して議会に報告をしております。そういう県が関与する法人等の範囲を拡大して議会の監視機能の強化に資するという目的で地方自治法は改正をされて、県としてはそのような条例の改正をしたいということでございます。

○當間盛夫委員 県が出資する割合というか、出資している分で25%以下の法人というのは幾つあるのですか。

○川上好久総務部長 数字を持っていないようでございます。

○當間盛夫委員 では、今言うように調査できる分を拡大していくこうということがあって、この11法人を見ると財団法人沖縄観光コンベンションビューローが入っていないわけです。今回、財団法人沖縄観光コンベンションビューローに県から委託をどれくらいしていますか。

○川上好久総務部長 県の平成24年度の委託料は54億8792万2000円となっております。

○當間盛夫委員 今度の観光予算を財団法人沖縄観光コンベンションビューローに50億近くも委託するわけです。委託するのだけれど、今度の監査の調査できるいろいろ対象になる分には、財団法人沖縄観光コンベンションビューローは入っていないと。これはどうとらえますか。

○川上好久総務部長 今回の場合は、県の出資が4分の1以上であるという規定があります。これは実は総務省のほうで対象となる法人の拡大ができないのかということを確認をしましたら、4分の1未満の法人を条例で定めることはできないというように国は言っております。理由は、地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例の制定をするということで、今回の場合は全国一律に同一内容の取り扱いを行うという趣旨で、それぞれの地方公共団体で取り扱いを容認する趣旨ではないという話になっています。財団法人沖縄観光コンベンションビューローは実は4分の1まで行かないということであります。

これまで県の外郭団体として県の観光行政に実質的に大きな役割を果たしてきているわけです。県の出資額は約1億円ほどあります、今回の場合の委託料に関しては、平成24年度予算で補助金、委託料がこのように措置がされていることから、ここは地方自治法第221条第2項に、そこで長の調査権という規定があります。内容的には、地方公共団体の長が予算の執行の適正を期するために委託を受けた者に対して、その状況を調査また報告を徴することができます。

○當間盛夫委員 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 実際には県のほとんど委託を受けて成り立っているようなところになるはずであろうけれども、県が別枠、別条例でしか調査できないというのはちょっと問題で、私も少し調べてみたいと思っています。これまでの財団法人沖縄観光コンベンションビューローへの委託は6億円とか7億円です。平成23年度の予算の委託を見ると10億円もないようなものが、一気に50億円という委託を受けるわけですから、その部分で皆さんはチェック体制はどうしていくということをやらないと、今この分でも全くできない、別枠でも置けない、今の状況からしたら担当部署しかやらない、理事に入っての話でしかない。我々議会にも全くそういうものは出てこないということになると、チェック体制はどうしていくのか、どういう対応をしようとしていますか。

○當間秀史総務統括監 実は県は外郭団体の指導等に関しては、公社等の指導監督要領というものを定めておりまして、出資額が4分の1以上ある団体、それから出資額が4分の1未満であっても、県職員を派遣している団体、あるいは出資額が4分の1未満であっても県と深い業務のつながりがある団体一全体で38団体ございますが、これについてはその組織から人事管理、資金管理、会計管理、経営評価等々について指導することになっております。ですから、財団法人沖縄観光コンベンションビューローの場合は資本金4分の1未満でありますが、県から職員を派遣しておりますので、指導監督要領に基づいて指導ができるという状況ではあります。

○當間盛夫委員 県はこれでチェック体制ができるということですが、今度のこの25%以上というのは議会に対するものが出でくるわけです。議会に対する経営状況の提出義務があるということなのです。でも、今さんは財団法人沖縄観光コンベンションビューローに対してこういうものがあるのでできるということになるのだけれど、我々議会には提出義務が何もないわけです。その辺

はどうなのですか。

○川上好久総務部長 今回の場合には、あくまでも地方自治法の改正によって全国一律に、これは大きな意味合いで地方分権、それから議会の機能強化をするという趣旨で設けられたところでございます。個別の施策にかかわる観光分野にしろ、議会の求めに応じて県としてはいろいろな資料をお渡ししながら、また議会の質疑を通して真摯に対応していくということになろうかと思います。

○當間盛夫委員 これだけの観光の予算を委託を受けてやるわけですから、皆さんがそういったものでなく、議会もその予算を承認した以上、議会もそれがどういうような形で執行されて、それがどういう成果を上げたのかということを、我々が出さないといけないということではなくて、これは報告義務をしっかりと持たないといけないという部分が我々議会の機能としてあると思っております。こういう体制をどうするのかしっかり知恵を働かせてもらいたいと思っていますので、これは指摘で終わっておきます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありますか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今の件ですが、新たに拡大しますね。これまで調査というのは、通常、年間何回くらいどのような調査をしていたのか、大まかに教えてください。

○川上好久総務部長 これはそれぞれの所管部局のほうで、それぞれの法人の収入支出の実績とか、あるいは見込みについて調査をして報告を受けております。そして、予算執行状況について調査をして必要な対応をするという処理をしております。また、その結果を毎事業年度経営状況を説明する書類という形で議会に報告をさせていただいております。

○渡久地修委員 今度拡大されたのだけれども、この間議会基本条例をつくろうと議論していて、ある意味ではこれが一つの大きな課題でもあったわけです。その中で議会基本条例が今度制定されまして、その第15条で監視及び評価、議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場

合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする、というのが第15条です。今、財団法人沖縄観光コンベンションビューローの話がありましたが、第16条第2項で、「議会は、県の出資等にかかる法人の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、知事等に対し、その議決により意見を述べることができる。」というように、要するに先ほど當間委員の言っていたこういう今の地方自治法の規定のものに立っても、出資しているところには議会の議決によってきちんと調査とか意見を述べられるができるようになります。ということが議会基本条例で定められたわけです。だから、そういう意味でもきちんと皆さん方は県の出資しているところに関しては日ごろからきちんとチェックをしていて、いつでもそれが対応できるように、あるいは議会がみずから求めなくてもいつでも対応できるような、あるいは指導というのは常に出資に比率にかかわらず出している以上はきちんとやっておくことは必要だと思うわけですが、いかがですか。

○川上好久総務部長 県が関与する、あるいはいろいろな施策を通じてかかわる対象である法人について状況を把握するのは当たり前の話で、そういうようなものの徹底をさせていただきたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 6ページをごらんください。

乙第5号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、沖縄振興特別措置法一沖振法に基づく地域又は地区の区域内において、県税の課税免除の特例措置を実施する上で必要な規定を整備するため、条例を改正するものであります。

これまで県は、沖振法に基づく地域・地区の区域内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税を免除する特例措置を講じてきたところであります。

今般、沖振法の一部改正により、観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域及び金融業務特別地区の制度が新設され、または拡充されております。

県としては、改正後の沖振法に基づくこれらの地域・地区の区域内における産業の振興を図るため、県税の課税免除の特例措置を引き続き実施する必要があることから、条例の規定を整備するものであります。

また、多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点重点整備地区内における県税の不均一課税の措置について、その適用が見込まれないことから、当該措置を廃止するものであります。

この条例は公布の日から施行し、改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定についてはことしの4月1日から適用することとしています。

以上、乙第5号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することができないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 質疑というよりは、資料を出していただきたいのですが、これまでに地域、地区内において事業税、不動産取得税、固定資産税という皆さんのが言われている課税免除を受けた地域ごと、何社どういうところが受けているというようなものを資料で出してもらえませんか。

○川上好久総務部長 特定の法人名を出せるかどうか確認をさせていただきたいのですけれども、整理をしてお持ちしたいと思います。

○山内末子委員 ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 ちなみに課税免除想定額というのはどれくらいですか。

○川上好久総務部長　向こう5年間の想定ですが、約27億9600万円と試算をしております。

○高嶺善伸委員　新沖縄振興特別振興措置法による課税免除ですので、その減少分については当然国から地方交付税等確保できますか。

○川上好久総務部長　地方交付税の補てんを受けることになっております。

○山内末子委員　ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員　特別自由貿易地域が今回廃止になって、自由貿易地域も廃止になって、国際物流拠点産業集積地域に統一されるということなのですけれど、これは特別自由貿易地域というものがうまくいかなかつたということで理解していいのですか。

○川上好久総務部長　評価はいろいろあろうかと思いますが、より拡充をして国際物流拠点産業集積地域にしたということです。例えば、業種の種類を拡大したり、あるいは所得控除額を拡大をしたり、専ら要件、域内でも支店が出せるなどの形の条件整備をして拡充したことになります。

○渡久地修委員　物は言ひようですね。要するに県の毎年度の予算説明書にも、特別自由貿易地域の土地が売れないので県の財政を圧迫していると皆さん書いてあるのだから、そこはきちんとやってください。これまでの制度で、全体で免除額は幾らだったかという件数を。

○川上好久総務部長　直近の5カ年間で、実績として約16億1900万円、トータルとしてございます。

○渡久地修委員　こういう制度で企業を呼び込もうとするのもいいが、特別自由貿易地域は土地は2.1%が売れなかつたとかいろいろあります。コールセンターもいろいろ来たのだけれど、非正規雇用が多いなどいろいろな問題があるわけです。そういう意味では、税金の課税の免除なのだけれども、県のこれから企業誘致とか補助金を出す場合のあり方というのは、設備投資ではなくて

正規雇用した場合に補助金を出すなどに切りかえていかないと、沖縄の雇用状況の改善、今の非正規雇用の低賃金の改善につながらないというのがこの40年間の反省点ではないかと思うのですが、いかがですか。

○川上好久総務部長 確かにそれは課題だと思っております。この間の沖縄の社会状況を見ると他の地方と随分変わっていて、福岡という大都市を除く九州6県と比較すると、これらの地域は沖縄が復帰をした1972年、75年からの30年間に就業者は平均2万6000人しかふえていないのです。ところが、沖縄の人口は96万人から140万人にふえて、失業率も高いという意味ではボリュームをどう拡大するのか。約二十二、三万人くらいふえているわけですが、ボリュームを拡大するということをこの間随分やってきたのです。しかし、今言われている正規雇用の問題というのは課題としてありますので、所属の工場を含めて次の沖縄振興計画の中でいろいろ御批評もいただきながら展開をしていかないといけないと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時31分再開

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第26号議案沖縄県人事委員会委員の選任について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 45ページをごらんください。

乙第26号議案沖縄県人事委員会委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県人事委員会委員3人のうち1人が、平成24年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2

第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

人事委員会委員は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て選任するものであります。

御提案いたしました玉城健氏は、本県のリーディング産業の一つであるIT分野において、沖縄県情報通信関連産業団体連合会副会長、NPO法人沖縄デジタルアーカイブ推進協議会代表幹事及びIT関連企業の経営者として活躍し、人材の育成や能率的な事務の処理に理解が深く、人格、識見ともすぐれていることから、人事委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得まして選任いたしたいと考えております。

以上、乙第26号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第27号議案沖縄県収用委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 46ページをごらんください。

乙第27号議案沖縄県収用委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、沖縄県収用委員会委員7人のうち2人が、平成24年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

収用委員会委員は、土地収用法第52条第3項の規定により、法律、経済または行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正に判断できる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました仲程通良氏、宮城哲氏は、ともに今回再任をお願いするものでございますが、両氏とも、これまで収用委員会委員としての職責を十分に果たしてこられましたので、議会の同意を得まして任命いたしたいと考えております。

以上、乙第27号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第27号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第28号議案沖縄県公安委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 47ページをごらんください。

乙第28号議案沖縄県公安委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、沖縄県公安委員会委員3人のうち1人が、平成24年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、県議会議員の被選挙権—25歳以上—を有する者で、任命前5年間に警察または検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました、與儀弘子氏は、那覇市副市長及び久茂地都市開発株式会社代表取締役社長の要職を歴任し、現在、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターの理事長として、犯罪被害者の支援活動に大きな貢献をされており、人格、識見ともすぐれていることから、公安委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得まして選任いたしたいと考えております。

以上、乙第28号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第28号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することができないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 この與儀弘子さんは那覇市の副市長もされて、その後久茂地都市開発株式会社の社長もされ、これは那覇市の天下り的なところもあるのだろうけれど、この沖縄被害者支援ゆいセンター理事長はこれはボランティアですか。これは給料か何かあるのですか。

○親川達男人事課長 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターの理事長をされておりますけれども、こちらのほうは非常勤の無報酬で役に当たっております。

○當間盛夫委員 公安委員会の方はいますか。公安委員会の委員の任期が長いような気がするのだけれど、今回翁長さんがまた委員長をされると。公安委員会の委員というのはどういう形で選定されているのかな。委員の任期の長さがあるので。今の公安委員会の方たちが何期しているか教えてください。

○親川達男人事課長 公安委員会につきましては、1期が3年で、それを2期までということで基準を設けております。

○當間盛夫委員 2期までしかできないのか。

○親川達男人事課長 これは根拠が警察法でこのような規定がございまして、1期3年の2期までというような形になっております。

○當間盛夫委員 では、最長6年という形になっているのか。

○親川達男人事課長 そういうことでございます。

○當間盛夫委員 皆さんそうなのですか。

○親川達男人事課長 訂正いたします。任期は1回につき3年で更新が2回できることになっておりますので、最長3期できる形で最長9年という形になっています。

○當間盛夫委員 6年といったら、今の方たちはもう少し長いはずだけれどと思って。では、最長9年まではできるという形になっているわけですね。前の人事委員会の分で、県の出納長をされた新垣さんの分での我々は渡りだということで、こういう形はやってはいけないと。何で他に優秀な方々はたくさんいるはずだろうし、そういった県警察含めていろいろな分で明るい方々いるはずなのに、どうしてまたこのような副市長もされてまたこういう人をあえて選んでくるのかと。皆さん的人事のやり方がわからないのですが、この辺はどういった形でとられてきていますか。

○川上好久総務部長 これにつきましては、公安委員会という役職に適する人材ということで、人物、識見というものを総合的に判断して、選定をしているということです。この3名おられる委員の中で、女性も1人入れるというようなことも勘案しながら、そして警察、公安委員会に関連する業務といいますか、そういうものの識見のある方々ということで、この今回與儀さんは犯罪被害者の支援という活動もやっているということで適任ではないかということで、今回選定をして提案を申し上げているところでございます。

○當間盛夫委員 これはどこからの推薦ですか。推薦があるわけでしょう。

○川上好久総務部長 いろいろな方々を県としては状況に合うような方々を、女性でなおかつ公安委員という業務にかかわることができるような人がいるかどうかというようなものを総合的に判断をして、ピックアップをして、その中から選定をしてきております。

○當間盛夫委員 先ほども被害者の支援のこともやっているという言い方なのですが、ついているのは去年の11月にしかついていないのに、普通そのことを評価するのであれば、5年くらいそれについているという言い方であるのであればわかるけれど、去年の11月にしかついていないのにその被害者の方とも一生懸命やっている、まして非常勤での理事長でしかないはずなのに、どうしてそれを評価できるのかという不思議なところもあるのです。先ほど女性

のというところがあったのですが、今回幸喜さんがやめられるかわりにその女性をということでよろしいですか。

○川上好久総務部長 そうでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 個々に見るとみんな立派な方々だと思うのですが、こうして個人の名前が出されると、いいとか悪いとかという話はしにくいのですよね。だから、今のような話になるのです。大ざっぱな選考基準とか、例えばどういう職業というか、どういう分野を代表している方だとか、そういうもう少し我々にもわかるような客観的に説明ができるようなものでないとなかなかどうですかと言われても、議論のしようがないわけです。女性であるとかもあるかもしれませんが、何となく我々の感じで言えば、県のこういう委員というのは、同じ人があっち行ったりこっち行ったりしてるというイメージもあるし、もう一つは年齢的に25歳以上の被選挙権者といつても、ほとんど前期高齢者であって、広く人材を求めるというか、そういうものに対して若い人の関心も持たすという意味であれば、1人くらいもっと若い人を入れるとかそういう斬新な発想を持たないと、何となく皆回しているというか、同じ人が委員をしたりそんなイメージがぬぐえないわけです。もう少し斬新な発想でこれからの人を育てるという意味でもその辺は思い切ってやってはどうかという感じがするわけです。だから、一つ大まかな基準くらいはつくって、それからその年齢層も含めてやるということで少し考え方をまとめてみてはどうですか。

○川上好久総務部長 実はそういう行政委員会の委員の人選については、一つの考え方を持っております。今まさしく委員が言われたような形で委員会委員の構成が特定の分野に偏らないような形にするとか、あるいは幅広い年齢層からなるべく選んでいくのだと、男女というのも偏らない形にするとか、年齢というものも一つの基準でなるべく70歳未満という形で、活動ができるような形でお願いをすると、そのような基準を設けながら、そしてまたその分野において一定程度の適性のある方をピックアップをして、人選をしてるということでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案沖縄県監査委員の選任について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 平成24年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。

1ページをごらんください。

乙第29号議案沖縄県監査委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県監査委員4人のうち、識見を有する委員2人が平成24年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

監査委員の識見を有する委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て、選任するものであります。

御提案いたしました、知念建次氏、押鐘博子氏は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有しております、両氏ともに監査委員として適任でありますので、議会の同意を得まして選任いたしたいと考えております。

2ページ、3ページをごらんください。

乙第30号議案沖縄県監査委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県監査委員4人のうち、議員選出の委員2人が平成24年6月24日で任期満了したことに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

監査委員の議員選出の委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから、知事が議会の同意を得て、選任するものであります。

御提案いたしました、新垣哲司氏については、去る平成24年6月26日に県議会議長から推薦をいただいております。

以上、乙第29号、第30号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第29号及び乙第30号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することができないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 先ほどと同じようなことなのだけれども、この監査委員のあり方というのはもう少し考えてもらいたいということと、知念さんは県のOBですよね。県のOBがまた戻ってきて監査するというのは、行政内部を知っているからということも一つの理由であるのだろうけれど、知りすぎて皆さんとの分があいまいにならないかと。本当にこれで第三者的な監査、チェック機能ということを果たすことができるのかという疑問の部分があるのですが、その辺はどう考えますか。

○川上好久総務部長 そのために、議会のほうからもお二人推薦をいただいて、そして外部、特に税理士とか公認会計士とかの方々を委員にさせていただいて、また行政も多岐にわたる分野でありますので行政の出身者もまた1人置くというような形で監査委員についてはこれまでやってきております。

○當間盛夫委員 我々議会は振られていますから、議会の分は別にしても、もっと監査の部分に明るいというか、包括外部監査を例に出すと、包括外部監査は公認会計士だったり、弁護士だったり、その分でのチェックのさせ方をさせますよね。その監査委員にもその部分でしっかりと監査ができる職業の皆さんをつける必要があるのではないかと思うのですが、その辺はどう考えますか。

○川上好久総務部長 そのためにこの4人の監査委員の中に、税理士もしくは公認会計士の方々を交互にお願いをしております。

○當間盛夫委員 代表監査委員というのはどなたがなられるのですか。それはまた4名の皆さんでやるのですか。

○親川達男人事課長 代表監査は識見委員お二人の中から選任されることになります。

○當間盛夫委員 どういうことですか。2人でじゃんけんしてやるの。

○川上好久総務部長 委員の協議の中で、この識見を有する委員のうちから選任をすることになります。

○當間盛夫委員 それを余り追求しても仕方がないでしょうから。でも、監査委員というものはしっかりと県の皆さんのがやっている部分での事務のいろいろな形のものがあるのでしょうけれど、やはり監査というのはもう一步踏み込むような形でのあり方をつくる必要があるはずでしょうから。何か形式的に書類をそろえました、その分では終わりということではなくて、何回も同じような部分の指摘ではなくて、監査がいろいろな意味で指摘をしているというような形をきちんと出すべきところがあるはずでしょうから、その分で皆さんきちんと認識をもって、監査委員という役割を強化してもらいたいと思っております。これはもう指摘で終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 監査委員に議員がなることは地方自治法196条云々といつても、理由は何ですか。なぜ議員が監査委員になるかという理由。行政改革の対象になったかな。

○川上好久総務部長 資料が手元になくて、明確ではないのですが、4名のうちの1名以上という形になっていると思いますが……。沖縄県は2名、議会のほうからも委員を出していただいて、そういう大所高所から、また行政の面から1人、そして外部の専門的な公認会計士だとか税理士の知識を持っている方々、議会の県民の選良としての立場から大きく県益という観点からチェックをするというようなことで、出てきてもらおうと思っております。

○吉田勝廣委員 この地方自治法の立法の趣旨ですよね。これは法律ができてから何十年もなります。そのまま継続されていますよね。地方議会では市町村でも、議員がやるのはおかしいのではないかと、変えるべきではないかという意見も多々あるのです。行政改革のほうでもそういう議論もないですか。なかつたら僕の誤解かもしれないけれども。基本的に議員がやる役割は一体何であ

るかと—2人の必要性とか、チェック機能とか、議会で十分だと思うけれども。要するに、立法の趣旨ですよ。なぜ議員が監査をやらなくてはならないのかと。

○川上好久総務部長 今、正確な立法の趣旨というのは手元になくて、明確お答えできないのですが、これは県の政策運営というようなものを実際に県行政をチェックをしている立場の議会と、そして行政運営に携わった人間とか、あるいはまた全く外部の専門的な知識を持っている方々と、そういう組み合わせでより多角的な視点で県の政策運営といいますか、業務運営というようなものをチェックしていく、そういうようなことに意味があろうかと思います。

○吉田勝廣委員 失礼ですが、これは報酬も出るのですか。

○川上好久総務部長 報酬が出ます。常勤の委員の場合は月額65万円、識見委員の非常勤の場合は19万9000円、議員選出委員が月額12万5000円となっております。

○吉田勝廣委員 常勤の監査委員というのはどなたですか。

○川上好久総務部長 今、申し上げましたように、識見委員の中から協議の中で決めていくということになります。

○吉田勝廣委員 内容がわからないので申しわけないですけれども、監査の業務量というのは大体どのくらいですか。議員はどういう役割を持ちますか。議員の監査の役割は。

○岡山稔監査課長 監査委員の1年間でどれくらい活動日数があるかという観点からの御質疑だと思うのですが、監査委員の業務は定期監査、行政監査、決算審査、その他住民監査請求等の請求、要求の監査等を実施しております。平成23年度の代表監査委員を除く3名の実績の平均日数は、監査及び委員協議会等で年間42日となっております。なお議選委員につきましては、2名の平均日数で年間で39日となっております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第29号及び乙第30号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第31号議案沖縄県監査委員の選任について審査を行います。

この際、委員会条例第15条により、渡久地修委員の退席を求めます。

(渡久地修委員、退席)

○山内末子委員長 ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 乙第31号議案沖縄県監査委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県監査委員4人のうち、議員選出の委員2人が平成24年6月24日で任期満了したことに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

監査委員の議員選出の委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから、知事が議会の同意を得て、選任するものであります。

御提案いたしました、渡久地修氏については、去った、平成24年6月26日に県議会議長から推薦をいただいております。

以上、乙第31号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第31号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 先ほど吉田委員からもあったように、常勤であれば65万円、議員の分で月で12万5000円になるわけですね。これは行政改革の中で、年間で39日とかそれだけでしかないはずなのに、出た分でのものとか、そういう改革の話は出ていないのですか。

○親川達男人事課長 この行政委員の報酬について、他府県で実は月額については実働の関係で、日額にすべきだということで裁判になったことがあります。これで、1審2審はそういった方向で出たのですが、最高裁で、実は条例事項

でございまして、議会の議決を経たものについては議会も関与している、それはそれぞれの団体で決めるべきだということで、月額になったのは合法だという最高裁の判決がありまして、現在全国的には月額で運用している部分と、日額で運用している、それから併用制とか、報酬についてはさまざまな形態で運用されている実態はございます。

○當間盛夫委員　だから条例で変えられるわけですから、皆さんはそういう方向性は持っていないのかということです。

○川上好久総務部長　今までこれについてこういう議論は出ていなかったのですが、監査委員の報酬としてそれが適正かどうか、どういう評価をするかというのがあるのです。九州各県の動きを見ながら沖縄県の監査委員の報酬が極めて異質に高い、またやり方がおかしいという話でもないということで、今のところそういう話はないわけです。ちなみに、九州を見てみると、おおむね常勤は60から70万円くらい、識見委員は20万円ちょっと超えるくらいの金額になっております。議員は9万円から20万円くらいまでと。こういう状況の中で沖縄県の基準が甚だしく他県とかけ離れた状況では今のところないので、ただ行政改革という考え方も含めて少し頭に入れながら、全体的な行政委員の報酬については検討していきたいと思います。

○當間盛夫委員　変えられるものは変えていきましょう。以上です。

○山内末子委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第31号議案に対する質疑を終結いたします。
この際、渡久地修委員の入場を求めます。

(渡久地修委員、入場)

○山内末子委員長　以上で、総務部関係の議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情3件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 ただいま議題となりました総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明します。

資料2枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係では、新規の陳情が3件となっております。

新規陳情の処理概要を説明いたします。

1ページをお開きください。

沖縄県女性団体連絡協議会会長大城節子氏から提出のあります陳情第84号地方自治体で働く非正規職員の均等待遇を求める陳情について、御説明いたします。

県の臨時の任用職員や賃金職員の任用は、地方公務員法に基づき行っており、その任用期間については、同法第22条の規定を踏まえて、更新1回限り、最長1年としているところであります。一方、嘱託員の委嘱期間については、設置規程により1年以内、更新2回までと定めています。臨時の任用職員等の任用を繰り返して長期間任用することは、身分及び待遇の固定化などの問題が生じ、適切ではないと考えております。

パートタイム労働法では、パートタイム労働者の賃金等について、通常の労働者との均衡を考慮し、職務内容等を勘案して決定するよう求めているところであります。県の非常勤職員の賃金や労働条件等は、正規職員との権衡を考慮して適正に定めており、パートタイム労働法の趣旨にも合致していると考えています。ILOの同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約では、同一価値の労働に対しては、男女の区別を行うことなく同等の報酬を与えなければならないとしていますが、本県の臨時の任用職員や非常勤職員の賃金については男女の区別をつけておらず、適切であると考えています。

2ページをお開きください。

沖縄県女性団体連絡協議会会長大城節子氏から提出のあります、陳情第85号社会保障の充実を求める陳情について、御説明いたします。

復興財源については、経済や財政状況などを総合的に勘案し、国において決

定されたところであります。消費税については、少子・高齢化がますます進展する中で、国、県、市町村の安定財源の確保等のためその役割は重要だと考えております。現在、国会において、社会保障と税の一体改革関連法案が審議されているところであり、県としては、今後の国会における同法案の審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

3ページをお開きください。

沖縄県商工団体連合会会長仲本興真氏から提出のあります、陳情第126号消費税率の引き上げに反対する陳情について、御説明いたします。

消費税については、少子・高齢化がますます進展する中で、国、県、市町村の安定財源の確保等のため、その役割は重要だと考えております。現在、国会において、社会保障と税の一体改革関連法案が審議されているところであり、県としては、今後の国会における同法案の審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

なお、県議会による意見書の可決等については県議会の権限であると認識しております。

以上、総務部に関する陳情案件の処理概要の説明を終わります。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複するがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 この1ページの陳情第84号地方自治体で働く非正規職員の均等待遇を求める陳情ですが、こっちは地方自治体で働くと書かれておりますけれども、まず県の職員数とその中でここで言われている正規職員、非正規職員の数をそれぞれ教えてもらえますか。県職員といった場合は、正規、非正規両方あわせて県職員なのかも含めて教えてください。

○川上好久総務部長 県職員といった場合は、正規職員であると考えております。ただ、非正規職員含めて全職員の数というのは、平成24年度で全職員、知事部局で5655人になっております。正規職員が4168人、そして非正規職員、こ

こには臨時の任用職員、賃金、嘱託員等が入っているわけでございますが、1487人となります。

○渡久地修委員 パーセントでいうと何%になりますか。

○川上好久総務部長 非正規率が26.3%になります。

○渡久地修委員 この26.3%というのは、割合としては多いのですか、少ないのですか、適当ですか。

○川上好久総務部長 平成18年からずっと推移を見てきますと、平成18年から21年まで約23.8%の水準で推移しております。平成22年が少し上がって25.6%になっているわけですけれども、これは例のリーマンショックでいわゆる緊急雇用ということで、県市町村、民間も含めてそういう雇用の確保を図ったということで、今高どまりの状況が出ているということでございます。

○渡久地修委員 この1487人というのは、いわゆる仕事があって採用しているということで理解していいのですか。要するに、これだけの人が必要だからということで採用しているのですか。

○川上好久総務部長 そのとおりです。

○渡久地修委員 この4168人のいわゆる正規職員の月額の平均給与と、1487人の非正規職員の月額の平均給与というのはどうなのですか。

○川上好久総務部長 これは臨時の任用職員と賃金職員と嘱託員、それ違います。臨時の任用職員の場合は、正規職員と同じような取り扱いになります。そして、賃金職員の場合は高校卒業した職員の初任給と同程度のものを支給をしています。嘱託員はそれぞれの規程によって金額が定められているというような状況であります。

○渡久地修委員 では、皆さんの言う、いわゆる非正規職員一臨時の任用職員と賃金職員、それから嘱託員、この3つを簡単に説明してもらえないですか。できたら数も。

○川上好久総務部長 まず知事部局において臨時的任用している職員というのは、いわゆる臨任と言われる臨時的任用職員、これは勤務形態としては常勤で身分取り扱いについては原則として一般常勤職員と同じ、職員の欠員とか病休職員の代替として任用しております。業務内容も一般常勤職員と同じ内容です。そして、賃金職員という非常勤の職員がいるわけですけれども、これは非常勤で勤務時間は1週当たり36時間45分以内と。これについては業務内容は単純かつ機械的な業務、事務補助的なものとして位置づけられております。それから嘱託員というものがございまして、これはそれぞれの嘱託員について設置規程があるわけですけれども、勤務日数は1カ月当たり大体16日以内、業務内容は特定の学識、または経験に基づく業務。例えば、心理判定嘱託員だと、試験業務、研究業務の嘱託員だと、そういう形で任用しております。数ですが、臨時的任用職員が平成24年度で164人、賃金職員が628人、嘱託員が657人。

○渡久地修委員 先ほどの質問を繰り返しますけれども、正規職員の平均給与月額と臨時的任用職員それから賃金職員、嘱託員それぞれの平均給与月額を教えてください。

○川上好久総務部長 数字的には手元にないのですが、考え方は臨時的任用職員は正規職員の代替ということで業務も同じになります。そして身分の取り扱いも同じような形でやっております。そして、非常勤については事務補助ということでその給与につきましては、高校卒業したての正規職員の給与と合わせて支給しているということです。

○渡久地修委員 考え方はいいから額を教えてください。

○川上好久総務部長 月額では、賃金職員が13万5600円です。

○渡久地修委員 臨時的任用職員は。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、臨時的任用職員の月額のデータが手元にないため、後ほど答弁することになった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 あとで数字も出てくると思うのだけれども、今非正規雇用の問題は全国でも大きな問題だし、特に沖縄で大きな問題です。年収200万円未満の世帯というのは約40%です。300万円未満が53%。そういう意味では、公共のいわゆるワーキングプア、これが民間にどんどん広げる結果になっていると思うのだけれど、その辺は改善しなければならないのではないかですか。どうですか、これは。

○川上好久総務部長 これは大きな意味では非正規雇用というものをなるべく正規雇用にかえていく。これは大きな方向として持っていないといけないと思います。ただ個別ではいろいろな勤務の形があって、それはまた選択をする部分があるわけでございます。県がやっている賃金職員とかあるいは臨時的任用職員というのは、それぞれの職務に合わせてそういう方々にお願いをして採用しているということでございます。そして、それぞれ賃金の算定に当たっては、適切な形で決定していると考えております。

○渡久地修委員 次、2ページ、3ページ、消費税の問題ですけれど、本会議でも聞きましたけれども、消費税というのは低所得者ほど負担が重くのしかかるんです。そういう意味では今の日本の大企業優遇税制で、1億円を超える収入があると、逆に税率が低くなっている制度になっているのです。だから、そういう意味では今の消費税をやられると沖縄は相当打撃を受けると思います。沖縄県全体で消費税が10%になると2023億円。これは一括交付金の1575億円をはるかに上回る、県の実質財源が1723億円をはるかに上回る額なんです。そういう意味では県経済に大きな打撃を与えると思いますが、その辺はどうですか。

○川上好久総務部長 今回の消費税引き上げは、これは御承知のとおり一方では国、地方公共団体厳しい中で行政改革の努力のみではなかなか今後の社会保障の行政サービスの需要は対応しきれないという一つの国民的認識はあると思います。その中で財源はどうするかという問題。そこを消費税で充てるべきかどうかという議論がなされているのだろうと思います。これにつきましては今、国の方でこの法案が審議をされているわけですけれども、その中で出てくる問題は今言われるよう消費税というのは低所得者ほど重税感のある逆進性を有している。したがって、そういう課題をうまく対処しながらやはり修正点、改正ということも考えていかないといけないのではないかという議論が出てい

るのだろうと思っております。県としては、その辺の状況を注視しているという状況でございます。

○渡久地修委員 それと消費税。沖縄県は県立病院を持ってますね。病院は、消費税は自腹を切っているのです。薬を買うときには消費税を今でも5%払っています。しかし、この薬を患者に出すときには保険だから消費税を転嫁できないのです。だから、今でも消費税5%分を負担しているわけです。これが10%になると、県立病院はもっと大きな消費税を独自に出さないといけない。これは知ってるでしょう。

○川上好久総務部長 これは承知をしておりません。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、川上総務部長から、仕組みとしては民間病院も同じである旨説明するが、渡久地委員から消費税が10%になると経営を圧迫する旨の答弁を病院事業局長が行っていたが総務部としても情報をつかんでいるのか確認があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 この間、嘉陽議員の質問にお答えしております。

○渡久地修委員 ちなみに現在の額と10%になったときの額は幾らになりますか。

○川上好久総務部長 病院事業局長がお答えした内容は、平成23年度の決算で約9億円。病院事業全体で負担している消費税、これは薬の分だけかどうかわからないですけれども、それは税率が引き上げられたら負担額はふえると予想しているというお答えをされております。

○渡久地修委員 だから、倍になるわけです。それは全部自腹なのです。そういう意味では、病院経営というのは民間であろうが公共であろうがみんな制度的な大問題になっているのです。だから、消費税の問題は国の動向を注視する

ということではなくて、県立病院の存続にもかかわってくる問題だから、その辺もよく皆さんとしても調べてもらえませんか。

○川上好久総務部長 当然この消費税が見直しをされるといったときに、病院事業だけではなくいろいろな形で影響は出てくるわけですから、そのところはしっかりと対応していきたいと思います。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員から先ほど質疑した給与月額について答弁を求めたところ、當間総務統括監から囑託員については医者、弁護士、政策参与など、月3日の出勤や1件当たりの日額など勤務形態の違いにより単純な平均ができない旨説明があり、賃金職員、臨時の任用職員及び県職員の給与月額について答弁することになった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

當間秀史総務統括監。

○當間秀史総務統括監 賃金職員の月額の報酬につきましては、12万8800円。臨時の任用職員につきましては、給与月額が13万5600円に県職員と同じ手当などがつきます。それから、県職員につきましては35万円から36万円の間で平均年齢については40代ですけれども、今は手元に資料がございません。

○渡久地修委員 今、非正規雇用の問題は全国的な大問題であるし、沖縄でもいかに県民の暮らしを守っていくかという上では非正規雇用をいかに少なくして正規雇用にかえていくかというのは大問題になっているのです。そういう意味では、県で26.3%が非正規雇用であるという点では、これは官製ワーキングプアと言われている人たち、こんなに差があるわけです。だから、これはこれからも議論していくけれども、ぜひ正規職員をふやす方向で取り組んでいく必要が求められていると思います。そして、消費税の問題は県経済にも打撃を与えるし、病院経営にも打撃を与えるし、私たちは絶対消費税増税はストップさせないといけないということを述べて終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 ひとつ教えてください。陳情第84号の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律—パートタイム労働法関連の処理概要ですけれど、パートタイム労働法は地方自治体の非正規職員にも適用されるのですか。

○親川達男人事課長 県職員などの職員については地方公務員法の適用でございますので、いわゆる民間の労働法は適用されません。

○高嶺善伸委員 それで、処理概要のところに、県の非常勤職員の賃金や労働条件等は、正規職員との権衡を考慮して適正に定めており、パートタイム労働法の趣旨にも合致していると考えているとあるものだから、これはどのように理解すればよろしいですか。

○當間秀史総務統括監 実は今回の陳情の趣旨の2番目に、パートタイム労働法の趣旨が地方自治体にも適用されるように法整備を早期に行うこととあったものですから、県においてはパートタイム労働法の趣旨に合致するような運用をしていますという答えになっているところでございます。

○高嶺善伸委員 それでは、県の正規職員と非常勤職員の労働条件がパートタイム労働法の趣旨に大体合致しているというのは、どれくらいの差が許容範囲ということで趣旨に合致しているというような解釈になりますか。

○川上好久総務部長 今の當間総務統括監の話は、内容的にも実はパートタイム労働法の第9条に賃金のことが書いてありますけれども、事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短期間労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、その賃金を決定するように努めるものとするということでございます。このことは現在、県の賃金職員の時給については常勤職員との均衡を考慮しながら、臨時の単純かつ機械的な業務、事務補助という立場で賃金職員の職務の内容を考慮して定めています。そして、それは高等学校を卒業した初任給の給料をベースにして算定をしているということでございまして、こういう意味ではパートタイム労働法の趣旨には合致していると考えております。また、沖縄県の賃金職員の水準は他県と比べてどうかという目で見た場合にも、実は九州各県の中では時給平均が775円です。沖縄県は810円で、福岡県に次いで高い水準にはなっています。これで十分かどうかという話は別にして、そういう形で賃金についても定めているということ

です。

○高嶺善伸委員 大体、趣旨はわかりました。県の臨時的任用職員に類似して25%から30%を占める市町村の臨時的任用職員の実際の手取りは、10万円そこらあたりで、とてもではないけれども、若者の雇用条件としては厳しいといつも感じているものだから、このパートタイム労働法の趣旨に合致するような水準なのかどうか疑問だったものですから、皆さんの処理概要から九州で福岡県に次いで高い水準にあるということは聞いて初めてわかりました。このあたりの適正な水準という考え方では、市町村と県の臨時的任用職員との差というのと同じようなものですか。

○川上好久総務部長 今、手元に市町村の資料がなくてお答えできません。

○高嶺善伸委員 最後に要望しておきますけれども、いずれにしても仕事を見ていると臨時的任用職員でも正規の職員と同じような仕事をやっているような気がする。また、それだけ仕事の量があるような気がする。だから、職員の待遇改善という意味では、職員定数条例とか配置定数というものを見直ししながら、できるだけ若者に雇用の機会を与えるという意味では、ぜひ今後とも検討してもらいたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 委託というものがありますよね。例えば、警備だとか清掃だとか、そういう委託労働者の賃金水準を調べたことがありますか。今は県の職員におけることだけれども、例えば清掃であるとか警備であるとか、いろいろ委託しているでしょう。これは何件くらいあって、この委託された労働者にどういうような賃金が出るか、労働条件が出ているか。これが一番大事だと思うけれども、これが見えてこないのだ。

○川上好久総務部長 これは県としては調べたことはないと思います。

○吉田勝廣委員 ぜひ調べてください。要望しておきましょう。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 賃金職員の628名で12万円というのがあって、これは平均年齢か何かもありますか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から平均年齢と男女別の確認があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 628名のうち、男性が140名、女性が488名となっております。

○當間盛夫委員 指摘で終わっておくのですが、やはり26%もそういう賃金職員だとか臨時的任用職員だという形で、最後の3番目に指摘を受けている部分の同一価値労働というのは、本県の臨時的任用職員、非常勤、賃金については男女の区別をつけておらず、適正であるということではなくて、これで言っている分は正規職員と臨時的任用職員の仕事をやっていることは同じなのだから、そういった部分の差別をするなということを3番目に言っているはずでしようから、その辺の部分でのとり方が皆さん違うのではないかというところがあるのです。皆さん26%もこうして臨時的任用職員だとか、そういったことを正規職員で新規雇用できなくてその分に振り分けていると。仕事量はあると。だって仕事量は出てきます、新たな振興策をみずからやっていくということをやっているわけですから。そのことを振り分けているということを考えると、もう少しそういった分の考え方を皆さん基本的に整理しないと、民間には非正規労働を正規にやってくださいと言っておきながら、でも自分たちの内部ではこういう形の非常勤職員の比率が多くなってくるというあり方はどうなのかと思うのですが、どうお考えですか。

○川上好久総務部長 ここはちょっと業務の内容を分析しないと何とも言えないのですけれども、この間2000年以降、日本全体として無理無駄を省くという一環の中で、行政改革もやり、その中で定数削減というものもやってきたわけですけれども、それに比例して非正規雇用がふえたかというと必ずしもそうで

はないのです。比率は先ほど申し上げた大体23%ずっと推移をしていて、仕事を振りかえたわけではなくて、もともとそういう事務補助的なもの、あるいは嘱託員の場合は専門的な知識を有している人たちを嘱託員として働いていただきながら、県全体の業務を進めてきているという理解をしているのです。ただ、今言われるような形のものがないかどうかということについては、それはそれでまた厳しく確認をしながら改善すべきものは改善していかなければならぬと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第6号議案沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例について、審査を行います。
ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。
謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 乙第6号議案沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例について、御説明いたします。

10ページをごらんください。

この議案は、ライフサイエンス分野における研究開発機関相互の有機的な連携による研究開発を促進し、県内における科学技術の振興に資する目的で新たに設置する沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することができないように簡潔にお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、山内委員長からもう少し具体的に説明するよう指摘がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

具志堅清明科学技術振興課長。

○具志堅清明科学技術振興課長 これは、指定管理法人に向けた設置条例と指定管理法人に向けた条例でございます。ライフサイエンスというのは生命科学という意味で、広くは創薬とかバイオ、遺伝子研究などができる研究施設という設置目的になっております。先ほどお話ししましたように、うるま市の洲崎に3000平米の面積でもって、約240平米程度の大きな研究室が4部屋、100平米程度の中程度の研究室が6部屋、60平米程度の小さな研究室が3部屋の研究棟になっております。この中でさまざまな県内の創薬ベンチャーとか県外の創薬企業を誘致していき、いろいろなバイオ創薬と言われている薬をつくる研究ができるような施設をつくって誘致に向けて頑張りたいという趣旨になっています。

創薬というのは、例えば微生物が抗生物質といったものをつくりますので、これを研究室の中で沖縄県内の海洋微生物とかそういったものを活用していただいて、薬をつくれるというような基礎研究をこの中でしてもらおうというような目的になっております。薬はこれまで化学合成といって、生物がつくる物ではないもので薬メーカーはつくっているのですが、沖縄の微生物というのはそういう薬の可能性が非常に高いということなので、そういったものを活用してもらって沖縄で新しい薬の探索をしてもらおうということで、この研究所を建てております。

○山内末子委員長 質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 これをつくるからにはどこからかそういう要請があるのか、

施設もつくるわけですから、全国的にそういうところがなくてそのことを沖縄県がやろうとしているのか。例えば今言ったように、沖縄の周辺にはそういう海洋のものだとかいろいろなものがあるからそれを利用しようとしているのか、どちらですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 後者のほうでございまして、実は創薬メーカーも今新しく微生物がつくる一例えば抗がん剤であったりとか、抗菌剤について非常に新しい薬のつくり方ということで、バイオ創薬という呼び方をしてるのですが、微生物を使って薬をつくるところにシフトしております。沖縄県内にはベンチャーもございますが、海洋の中の未知の微生物とかさまざまな微生物の中に、そういった新しい薬をつくる微生物がいるのではないかと非常に今注目を集めておりまして、そこで沖縄の魅力を出しながら県内の創薬ベンチャー、県外の創薬企業をここに呼び込んでそういう天然物、沖縄の微生物を活用して新しい薬を研究してもらい、将来はここで薬もつくっていただけないかという思いも込めて、こういう研究施設を整備させていただいております。

○當間盛夫委員 薬をつくることはそんなに簡単ではないはずなのです。日本はヨーロッパだとそういったところで認められている分でも、日本でやろうとしてもなかなか難しいとかいろいろな話がある中で、創薬のベンチャーをやろうということになると、過去10年間沖縄で情報通信産業特別地区をやろうという実績があった。では、この薬をつくるライフサイエンス研究所というのは皆さんどこまでどうもっていくのですか。薬をつくるのは難しくないですか。どういう形でさんは広げていこうとしているのか。

○具志堅清明科学技術振興課長 おっしゃるように創薬をつくるというのは10年の研究がかかったと言われているのですが、ただ創薬メーカーも新しい薬をつくる基礎研究を新しいバイオ創薬のほうにシフトし始めておりまして、沖縄の微生物というのは非常に魅力が高い、県外の創薬メーカーもそうおっしゃっております。ですから、そういったものを集約するのを沖縄県の科学技術振興課では、ここ5年ほどかけて微生物のライブラリーをつくってストックしております。そういったものも活用してもらうということで、本土の製薬メーカー、県内のベンチャーに使ってもらえるような形で今微生物のライブラリーといって、データベースを2万株ほどつくっています。これまでの科学の研究の中で、微生物カルチャーコレクションという研究成果がございますので、これは琉球大学も入っていただいてつくっています。そういったものを活用して、ま

ずはここでそういったものを活用した研究の第一歩、創薬の一歩をここで始めてもらって将来的にそこに集積、さまざまなそれを活用した薬をつくっていけるような周辺の企業の皆様を呼び込もうと。ですから、研究の第一歩の施設だと我々は考えております。

○當間盛夫委員 何もどこからも相談がないのに、こういうことをつくるということはないはずでしようから、どういう相談があるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 今、実は県内のバイオベンチャーで石垣島の海の中から、さまざまな生物をとって本土の創薬メーカー、いわゆる有名な武田薬品工業株式会社であったりとかいろいろなところに出して、創薬メーカーはそれを活用して、その微生物なり生物が出す生理活性物質など、傷を治したり、がんに効くとか、そういうものをビジネスとして既に3年間くらい始めていて、沖縄でのこういう微生物の可能性というのは本土の大手のメーカーも認め始めております。ですから、今まさに沖縄に微生物を活用した研究拠点をつくって、本土なり県内のベンチャーもマッチングして、そこで研究をさらに拡大することによって、新しい創薬研究一まずは研究からですが、それが段階的に薬をここで研究しながらつくっていけるよう、逆にビジネス形態としては研究で特許を取ってその特許を創薬メーカーに売って、それで事業化しているベンチャーも本土にはいるようですので、そういうベンチャーを沖縄に創出する可能性もあります。そういうこともねらって、こういう研究所の設立も考えております。

○當間盛夫委員 沖縄科学技術大学院大学もことし9月開学しますね。この沖縄科学技術大学院大学との兼ね合いはどのように考えていますか。

○具志堅清明科学技術振興課長 沖縄科学技術大学院大学とは既に、県内のベンチャーと沖縄科学技術大学院大学の先生が海洋微生物の中のいろいろな薬になるかもしれないという研究を既に始めております。ですから、その延長線上にこのサイエンス研究センターをつくることによって、さらに本土からの研究機関、バイオベンチャーの集積みたいなものを考えております。沖縄科学技術大学院大学も既に研究は一緒に始めていただいております。

○當間盛夫委員 夢があっていいと思う。あまり中身的なものはまだわからないけれども、もっと我々もわかるような形で皆さんも出してもらえれば。せつ

かく8億というお金はただではないわけですから、そういったものを皆さんもっと我々に説明する部分もあるはずなのに、急にこのようにしてすぐこのようなものをつくりますという話ではないわけですから、しっかりとそのことをやる。沖縄科学技術大学院大学も人に言わせると、箱物だけになってしまふという言われ方をするわけですから、皆さんがこういうライフサイエンスだとか一緒に組んでやっていくということになれば、ますます沖縄科学技術大学院大学の役割というか、価値が非常に出てくると思っていて、その辺も一緒になって兼ね合いも含めてやっていければと思いますが。

○謝花喜一郎企画部長 今、當間委員におっしゃっていただいたことがござりだと思います。我々ももう少し丁寧に資料も事前に配付しておくべきでしたけれども、この点申しわけございません。もともとのスタートは、沖縄科学技術大学院大学がスタート拠点になっております。県は今、沖縄科学技術大学院大学を核とした知的産業クラスターの形成ということを目指しております。その知的産業クラスターを形成するためには、この沖縄科学技術大学院大学の研究成果を生かした企業というものを、研究機関とか企業を誘致しなければならないと考えております。その研究成果をただぱっと持ってきて、なかなか企業は来ていただけないということで、今委員の皆様にお示ししておりますライフサイエンス研究センター、これはいわゆる大手の創薬企業ですとか、またベンチャーの企業、そういったものが入居して、そこで特殊ないわゆる生物資源などを活用しますが、そういったものを研究することによって企業化をする。そういうことをまずスタートにさせるための施設だと御理解いただければと思います。まさしく先ほどおっしゃったように、沖縄科学技術大学院大学を核とした知的産業クラスターを実現するための一つのステップとして、ライフサイエンス研究センターを県は設置するというようなことありますので、御理解を賜れればと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 県内にはそのバイオ企業というのはどのくらいありますか。

○具志堅清明科学技術振興課長 今バイオ企業というのは30社程度と言われております。

○吉田勝廣委員 今この会社は何をしているのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 先ほど言ったように、海洋微生物を使って本土の製薬メーカーに微生物の機能性、可能性を売ったりとか、あとはクワンソウを使って—これはまだ公にはなっていませんが、睡眠導入剤などの研究をしたりとか、あとは健康食品だけではなくメタボリックの研究をして個人個人の肥満度を測定するようなバイオベンチャーもいらっしゃいます。

○吉田勝廣委員 先ほど沖縄の微生物のストックは2万くらいと言っていましたが、その2万を目当てに来るわけですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 県が集めたものは2万程度ありますけれども、実はバイオベンチャーそのものもそれに匹敵するくらい企業が自分で集めておりますので、そういういたものも合わせて、さらに他のところからももし可能であれば天然物をもっと集めてきて、もっと大きくすれば可能性はあると思います。

○吉田勝廣委員 そうすると例えば、海、山、植物の分類などもあるのですか、そのバイオ研究で。

○具志堅清明科学技術振興課長 その2万の微生物は、海、山、まさに土壌も含めて、また泡盛業界の皆さんの酵母とかも集めてさせていただいております。

○吉田勝廣委員 そうすると例えば、日本全体よりは亜熱帯とか沖縄が適しているということなのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 おっしゃるとおりです。微生物の数は多いと言われているので、場所としては非常に魅力のある場所だと言われております。

○吉田勝廣委員 その創薬会社は日本にたくさんありますね。その創薬会社が皆さんのいうライフサイエンスに入るということは想定されているわけですか。契約されているわけですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 いえ、実は建物が来月着工して3月完成予定でございます。今回は設置の条例と指定管理なのですが、企業の皆さんに9月

ごろから募集をかけようと思っておりますので、まだどの程度の企業の皆さん
が入ってこられるかについてはこれからです。

○吉田勝廣委員 ある意味では、来るであろうということですか。それとも、
皆さんがストックを持っているからバイオベンチャーも2万くらい持ってる、
4万くらいになりますね。企業が研究して入って、創薬に結びつけるような研
究をすると。だから、沖縄には本土と違ってそういう魅力があると。例えばも
う一つ言うと、フィリピンでも、台湾でも中国でもそういうような環境で進ん
でいると思うのです。東南アジアを含めて、その創薬については競争が激しい
から、1つの薬を発見すれば莫大な利益を得るので。その辺との競争の関係も
出てくるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 おっしゃるように、東南アジアを含めてそ
ういった戦略をとっています。我々も今言っているような2万とか4万では少な
いと感じておりますし、さらに微生物をもっと集めるような事業を今後拡大し
ていって、さらに魅力を高めて本土の企業も含めて県内ベンチャーの支援もで
きればと思っております。微生物の数は4万という程度ではなく、もっと集め
て魅力を出すべきだとは思っております。

○吉田勝廣委員 沖縄では微生物の研究では根路銘先生という方がいらっしゃ
いますね。そういう関係もあるのですか。沖縄科学技術大学院大学の中での微
生物研究というか、その方々と、それから琉球大学であれ国立大学であれ、そ
の研究センターのメッカにしてはどうですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 実はもう微生物の研究には沖縄科学技術大学
院大学の先生と、琉球大学の先生も入っております。実は海洋研究開発機構—
J A M S T E Cと呼ばれている深海2000を持っていらっしゃる、そこも加わって
深海の微生物、まだ解明されていない微生物の解明とか、そういうものは既
に沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、J A M S T E C、日本で一番大きな独
立行政法人の産業技術総合研究所も入っていただいて、既に研究の基盤をつ
くりつつあります。ただ、そういった意味では今後沖縄県内でも、ベンチャー、
新しい先生方も含めて広げるべきだと思います。

○吉田勝廣委員 そうすると大体恐らく薬品会社は自分たちの研究室を持って
いて、いろいろな情報を集めて研究していると思うわけです。そうするとベン

チャーが来るのか、既存の会社が来るのか、その予測はしていますか。

○具志堅清明科学技術振興課長 我々もできればベンチャーと本土の大手の企業にここに入ってもらって、逆にその施設の中でさらに連携してもらえるような形をとるのが理想だと思っております。一応本土の薬品メーカーも県内の微生物に非常に興味をお持ちですので、それを今後9月以降、もっと我々も宣伝に行って、入居の公募、営業をしていきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 そうすると、その皆さんのが持っている2万とかベンチャーが持っている2万とか、4万以上これからやるというわけだから、そういうものは自由に使わせるということですか。それとも、ある程度お金を払って使わせるのか、研究者に無料提供するとか、どうですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 それはいろいろなやり方があるのですが、実は持っているものの中でもし薬になりそうな場合は、それは持っている人と創薬メーカーが契約をして、持っている人の権利でもって将来薬ができたらパテントとして入ってきます。そういう契約になります。ですから、やっていって、もしここに薬の可能性がある場合は、改めて薬をつくる会社とベンチャーなりが契約をして始めていくと。

○吉田勝廣委員 沖縄県の場合はどうなりますか。

○具志堅清明科学技術振興課長 基本的には沖縄県の研究の内容については、琉球大学とかに委託で研究をさせておりますので、今のところ琉球大学に帰属させているところでございます。ですからこれで拡大していただければ、我々とすれば企業を呼び込めるので琉球大学側に協力をしていただいております。

○謝花喜一郎企画部長 場所は、うるま市の株式会社トロピカルテクノセンターの隣のほうに敷地がありますので、そこにつくるということでございます。それとスケジュールですが、実はことしの8月から着工いたしまして、来年の3月までという工事期間となっております。平成25年4月に供用開始ということをめどにしております。それに向けてその準備ということで今回条例を出させていただいて、条例を認めていただいた暁には、指定管理者の公募を選定いたしまして、9月までには県外の大手企業ですとか、県内外のベンチャー企業などを想定しておりますけれども、入居の仮の内諾を出すということでござい

ます。これが全体的な流れになっております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

大城一馬委員。

○大城一馬委員 施設だけの予算措置ですよね。研究機材というのは、これは企業持ち出しということで理解してよろしいのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 共用部分、共用の分析機械などは設置して、基本的に細かい研究をするものについては企業も持ち込みを想定しております。

○大城一馬委員 懸念されるのは、施設はつくって提供して研究機材が必要だということで県の負担が増すのではないかと。県の負担があるのではないかという懸念は一切ないということで理解してよろしいですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 今の共用施設については入ってこられる各企業の皆さん、ベンチャーの皆さんに使っていただくということなので、その部分については県が管理なり指定管理者に管理させるのですが、整備していくたいと思っておりまして、先ほど御意見があったように微生物を拡大していくということであれば、今後企業の皆さんと相談しながら、新たな微生物をもっとふやしていくような設備に向けた事業の展開は、次年度以降考えていきたいと思っております。

○大城一馬委員 そうすると、この整備計画は次年度以降考えたいという答弁でありますけれども、具体的に企業が入ってきて共用実験もやっていながら、イメージとして一体機能するときにどれくらいの県の予算規模があるのか。

○具志堅清明科学技術振興課長 現在、施設の維持管理費用については光熱費等を考えて、大体年間4000万円程度。それは我々とすれば入ってこられる方々の家賃も含めて、なるべくそれが相殺できるような形でできないかと。条例の中でも平米当たりの賃料を約2300円ということで一応は設定をさせていただいておりますので、これは大体3000平米で、4000万円程度の収入を見込んだ設定になっております。

○大城一馬委員 実は非常に興味深いことなのです。というのは私ども先の新たな沖縄振興の中で、私も沖縄社会大衆党として提言してあることが実はこの薬草関係です。いわゆる創薬関係の一大センターをつくって、東南アジアの中核機関として沖縄に医療保養施設を含めた、がんとかいろいろな病気等の研究、治療のための保養施設、センターをつくるべきではないかということで、実は提言をしているのです。そうやった構想と大体マッチするのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 基本的には創薬を研究する基礎研究の核となりますので、それがある意味集積、いろいろな本土のメーカー、ベンチャーが成長してくると、それに付随して外側にどんどん、例えば治験薬といつてまだ薬にならない前の薬をもしここで研究してつくる場合は、やはりどうしても病院の皆さん、お医者さんたちがそれを使って治験の研究とかをしないといけないので、それからさらに広がっていくことになります。我々はまずその第一歩の沖縄の微生物とか沖縄の生物資源を活用した、新たな創薬の可能性をここで本土の創薬メーカーなり県内ベンチャーが組んで、沖縄科学技術大学院大学の大きな研究要素もありますので、そこがうまくここで芽が出れば、委員のおっしゃるようにどんどん大きな知的産業クラスターの芽がここで広がっていくと我々は思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
末松文信委員。

○末松文信委員 この指定管理者はどこを予定しているのか教えていただけますか。

○具志堅清明科学技術振興課長 指定管理者はこれから公募、この議案を通していただいて、その後に公募予定でございますので、その中で出てくると思います。

○末松文信委員 要件はありますか。

○具志堅清明科学技術振興課長 要件としては、やはりこの研究施設が創薬とか微生物を取り扱うために、普通の研究室と違って密閉度が高くてクリーンな部屋を用意しておりますので、それを維持管理するためのメンテナンスができるような指定管理でないとできないので、要件としてそういうことができる

ようなところが応募してくるということです。

○末松文信委員 例えば、どういったところが想定されますか。

○具志堅清明科学技術振興課長 普通のビルのメンテナンス会社ではできません。やはり研究を見ているような方々でないとできません。県内で例えば株式会社トロピカルテクノセンターあたりは沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理をしておりますけれども、ただ県内にも幾つか研究機関がございますので、そういうところも可能性があると思っております。

○末松文信委員 新しい管理機構などをつくって応募するのも可能と考えておりますか。

○具志堅清明科学技術振興課長 それはそういうノウハウをその中にためればできるということであれば、それは可能だと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 先ほど配られた施設概要がありますね。これは5ページになっているが、1から4はあるのですか。あるいは6以降もあるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 5の施設概要のみ出させていただいたのですが、この1から全体としてまだ我々の内部の説明資料—管理方法とかまだ確定していないところがあったのでお出ししなかったのですが、1のほうには目的とかを書いた資料になっています。

○渡久地修委員 きょう、この沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例というのがあったから、皆知っているはずだけれど、僕だけ知らないと思って、朝から右往左往していたら皆同じようなことで、ちょっと皆さん方の丁寧さが欠けていると思います。これは普通であれば、沖縄ライフサイエンス研究センターの設置に関する条例というのがあって、こういう目的で設置しますと、研究しますというのをまずやって、こういうのが通つてつくれた後に指定管理する条例というのが出てくるのです。すぐいきなり指定管理のが出てきているから非常にこんがらがっているのだけれど、今度のやり方は

大体いつもと一緒ですか。

○謝花喜一郎企画部長 順序はまずこういった施設の設置に関する条例というものをまず出して、その中にいわゆる指定管理者の公募一今回のものでいいますと指定管理者についての指定というのが、指定管理者の規定が第4条から指定管理者の業務、第6条指定管理者の指定、第7条指定管理者の指定等の告示というものがありますが、これらのできるための準備行為というのが必要なわけです。先ほど申し述べなかったのかもしれません、我々指定管理者の公募の選定を7月から、この条例を通していただいた暁には7月から9月の間に公募をしようと思ってますが、その公募をするためにはこの条例を交付の日から施行させていただく必要があるということで今回6月定例会で出させていただいた。このやり方というのは他の公の施設の場合についても同様でございます。

○渡久地修委員 とにかくいきなり出てきた感じ。すると8月から建設、着工するということなのだけれど、予算は通ったのですか。

○謝花喜一郎企画部長 実はこれは平成23年度の特別調整費を活用した事業でございまして、特別調整費が通ったのが昨年の12月でした。それで繰り越しをして予算は平成24年度で使うという流れになっています。特別調整費は調整に時間がかかるものですから、どうしても10月、12月という形のものもあります。

○具志堅清明科学技術振興課長 部長の補足ですが、一応国のほうと相談しまして、繰り越しをさせていただくと。それは沖縄ライフサイエンス研究センターの施設内容について、いろいろな本土の製薬メーカーとかバイオベンチャーのニーズ—今どういうものの研究施設のニーズがあるかということで調査させていただくということで、その調査期間を少しひらさせていただくということで繰り越しさせていただいております。昨年度で予算は成立させていただいているので、繰り越して今年度末まででつくるということになっています。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員から施設建設のための平成23年度の予算について確認があり、具志堅科学技術振興課長から沖縄ライフサイエンスイノベーション強化事業として平成23年度に予算を計上し、予算額は10

億5000万円である旨説明がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 先ほど平成23年度12月補正と発言いたしましたが、当初予算の誤りでございました。おわびして訂正いたします。平成23年度当初予算です。

○渡久地修委員 創薬とかいろいろなものと言っていましたが、特別自由貿易地域にいろいろな賃貸工場を建てて、そこに県がいろいろな機械を入れて、大型機械を入れたり、そして企業を呼び込むと。考え方は全く一緒ですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 そうでございます。創薬企業、バイオベンチャーをそこで育てるということでは同じだと思います。

○渡久地修委員 それで先ほど大城委員が質問した、8億円で建物をつくりますね。この建物には、これは箱物だけで、現在のところ機械は入っていないわけですね。

○具志堅清明科学技術振興課長 最低限の共用機器と呼ばれる分析機とかは入っておりますが、特殊な機器は入っておりません。

○渡久地修委員 この8億円のうち建物に関するものが幾らで、実験室に使う分析機とかいろいろなものがあると思うのだけれど、それは幾つで、合計金額は幾らですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 今、建物の費用が基本的に8億円。その中に空調機器とかが入っております。特別な機器ということではないので、その備品については今年度の予算が6億円ついておりますので、それで整備する予定になっております。共用機器も含めてです。

○渡久地修委員 では、これは8億円ではなくてプラス6億円になるということですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 建設費は8億円で、機器整備、先ほど言った共用機器といったものは6億円を予定しております。特殊な空調機器等を入れる予定になっております。

○渡久地修委員 6億円というのはこれから皆さん提案するのですか。それとももうこれも既に予算は通ったのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 はい、通っております。

○渡久地修委員 6億円の機器の内訳を教えてください。

○具志堅清明科学技術振興課長 その資料につきましては、皆さんに資料で提出ということでよろしいでしょうか。共用機器の中には、例えば空調の特殊な機器とか入っておりまして、それを一式という形になっておりまして、それをわかるような形の資料をお出ししたいと思っております。

○渡久地修委員 だから、この6億円がさらに10億円になり、20億円になるという可能性というのがありますか。

○具志堅清明科学技術振興課長 現在そういうことは考えておりません。機械については各企業の持ち込み、特殊機器については持ち込んでいただきたいというように考えております。

○渡久地修委員 新薬を開発する場合、物すごい研究開発費がかかるという、物すごい年月と。仮にここで研究して、県民の税金をどんどん投入して新薬をつくる。しかしつくったものは特許で製薬会社だけが吸い上げていくということになりかねませんか。

○具志堅清明科学技術振興課長 それについては天然物の利用であれば、使用権つきで相手との契約になりますので、沖縄の産出した天然物、例えばベンチャーや持っているものとかそういうものを活用して薬をつくろうとした場合は、それは特許だと、製薬メーカーが薬をつくっても必ず沖縄にベンチャーなりが持っていたとなれば、特許として落ちてきます。我々は沖縄で研究をさせることによって、本土の製薬メーカーが研究所をここにシフトしてきていただければ、つまり天然物創薬の拠点としてここが大きくなれば、研究所の人々が

やってくれば、さらに雇用も含めて人材が集まるということもねらっておりま
す。それは沖縄科学技術大学院大学もあるということで、製薬メーカーは魅力
を感じているということです。

○渡久地修委員 今、沖縄に特許が落ちるという表現をしていましたが、この
沖縄という場合、この沖縄に落ちるというのはどこを指しているのですか。沖
縄県ですか、そこに参加した企業のことですか。それとも沖縄科学技術大学院
大学ですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 企業、沖縄科学技術大学院大学になります。

○渡久地修委員 これを担保する契約というのはきちんとあるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 この契約については研究をやっていくとき
に、これまで守秘義務契約一つまりこれが表に漏れてしまってはいけないの
で、企業間、大学、すべて守秘義務契約をして、これが薬になりそうになつた
場合にはパテントのいわゆる特許の割合はそれぞれの研究所、企業の皆さん
の内部での話になります。

○渡久地修委員 沖縄で、地道にヤンバルでいろいろ研究をやっている人たち
がいますよね、ハンノキとか。いろいろな先生の方々はここに入れるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 もちろん入っていただければ、当然入居は公
募ですので、当然入れます。

○渡久地修委員 企画部長、ぜひ丁寧な説明をお願いして終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 わかつているようでわからないのですけれども、要するに特
別自由貿易地域のところに沖縄ライフサイエンス研究センターというものを県
が設置して、対応したい。そして、創薬関係の企業を誘致したいと、簡単に言
えばそういうことですよね。その設置、ハード部門について今回8億円費用が
いりますと。それ以外に内部の設備費として6億円、これも既に予算は通って

おりますと。このハードの研究センターは8月ごろ着工したいという説明でしたね。今、渡久地委員からもありましたように、大変発想としてはすばらしいことだと思うけれども、果たしてねらい、可能性のところが気になるところです。いわゆる賃貸工場の例に見られるように、企業誘致もなかなかうまいぐあいにいかなかつたと。現在のところ誘致をしたいという思惑があつて、オファーというのはどういう状況にあるのか。実際にオファーがあるのかどうか。これによると研究室、ハードの部分の説明があるのですが、どれくらいの企業、どのくらいの研究機関が入れる容量なのですか。まずそれを聞きましょう。

○具志堅清明科学技術振興課長 例え、ベンチャーであれば中の部屋を1つとか、大手企業であれば大きいところと小さいところというようになりますので、実は今どれくらいの企業がというのは少しお答えできないのですが、企業、各ベンチャーは、こういう施設をつくるということについて非常に興味はお持ちのようです。ここに移ってくるこないは別にして、非常に興味はお持ちです。

○具志孝助委員 当然そういうようなものを先行投資するとき、どれくらいの需要があるのか、可能性はどうかということは当然調査はしますよね。そのときに、この設計をするときに当然一定の想定がなくてはできないではないですか。大きい研究所、中くらい、小規模の研究所というのも、これは共用するところもあるだろうし、専用の部分もあるだろうし、おおむね平均的にこんなもんだろうという想定がないと、こんな事業計画は成り立たないではないですか。まず、どういう入居者を想定しているかということを説明してください。それがないということはあり得ないわけです。

○具志堅清明科学技術振興課長 一応、我々もつくる前に先ほど言った本土のほうでいろいろな製薬メーカー企業2社のヒアリングをさせていただいて、沖縄の天然物を使っての研究については非常に興味があると。もし沖縄でこういう施設ができた場合、検討の余地はあると言つていただいております。その場合、部屋はどれくらいかということについては、我々はこの沖縄ライフサイエンス研究センターを大きな本土大手の企業が1社から2社、あとバイオベンチャーが二、三社で大体9割以上埋まるのではないかという想定はしております。ただ最終的に公募をして、今料金もまだ2300円というのは条例が決まらないと公表できませんので、それを見ていただいて、この施設に入るか入らないかの公募の間で営業に回っていきたいと思っております。

○具志孝助委員 大変先を案じて申しわけないのだけれども、今大手が2社くらい、そしてその他何社かということですが、これは皆さん基本的な設計をするときにそういう希望者の構想計画というものを聞きながらこんなものだろうと、こんなものでいいですかと、相手だってそれとして確たる返事はできないだろうけれど、我々が使うとしたらこういうものでしょうねという話の中からこういう計画が当然固まっていくのが当然常識ですよね。そういう意味では、これはことしの8月に着工して完成して、入居はいつごろからになるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 基本的に入居は4月からを想定しております。

○具志孝助委員 申しわけないのだが、その入居を期待できるのは何割くらいですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 この条例を皆さんに議論いただいた後、これから入居者の公募をしたいと思っております。どれくらいかというのは今お答えできません。

○具志孝助委員 私が申し上げているのは、オファーというか皆さんがやりとりをやっている大手の、できたらお名前まで示していただけたらありがたいのだけれど。どれだけ意欲的に今回の沖縄ライフサイエンス研究センターに関心を示しているのかということです。

○具志堅清明科学技術振興課長 名前は出せませんが、基本的には入居の賃料等がオープンになってから、企業としては検討も含めてやっていきたいと。可能であれば、沖縄でまず入居する前にいろいろな研究の可能性を探りたいということで、今沖縄科学技術大学院大学との話し合いを進めてもらったりしております。

○具志孝助委員 この沖縄ライフサイエンス研究センターをつくるメリット、いろいろなメリットがあると思います。まず経済的なメリットというのはどういうことを想定してるのでありますか。例えば雇用という部分もあるだろうし、県に対して経済的なメリットはどれくらい想定をしておりますか。

○謝花喜一郎企画部長 今、経済的なメリットですが、まずは研究をしていた

だくということです。そういったことですので、本土とか、県内のベンチャーが入っていただくということですので、直ちに新たな雇用が生まれるということではまずはないと思います。ただ、先ほど来、具志堅科学技術振興課長から説明がありましたように、これをやることによって、ある製品が可能になると、せっかくやるのであればもっと地元のほうで、もう少し自前でつくろうと。例えば資源を取り入れたりとか、ここでつくろうといった場合にはやはりそこで新たな産業、起業がなされるというように考えております。そのときに雇用という県経済への効果が出てくるだろうと。我々が今考えております沖縄科学技術大学院大学を核とした知的産業クラスターというのは、県の基本計画にも書いてありますけれども、健康とか医療とかそういったものを活用一沖縄科学技術大学院大学というのはまさにそういった生命科学的なものも得意としている分野ですので、そういうものをやることによって沖縄の新たな産業を興そうというのが我々の目標になっております。大変専門的なことなので通常の別個の何名だというのは申し上げられませんが、5年ないし10年くらいのスパンで考えていただければ相当数の雇用が生まれるだろうとは思っております。

○具志孝助委員 もともとこういう研究機関ですから、労働集約型のいわゆる研究機関ではないはずですよね。どちらかというと、研究員のほうが多くて一般労働というか雇用というような期待はできないのではないか。雇用という部分ではそう大きいものではないですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 その雇用という考え方なのですが、沖縄科学技術大学院大学もそうなのですが、沖縄工業高等専門学校を出たバイオの生徒であったり、琉球大学の生物関係の人材の就職先が今バイオベンチャーというところがないという現状なのです。こういった研究機関が外からやってきた場合、新しい高度な人材を外に逃がさず、沖縄に雇用の場ができるという面もございます。そのように雇用の面での拡大ではなくて、理系の人材を沖縄にとどめるという意味では、本土の製薬メーカーの研究機関がここに来ていただくという大きなメリットがあると考えております。

○具志孝助委員 そうだろうと思います。そこで実質的にこの事業に対する県からの持ち出し一特別調整費から大体充当しているというのですが、この辺のところはどうなのですか。持ち出しの事業予算というのはどのくらいの規模になっているのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 平成23年度、平成24年度の県の裏負担の合計が4億6000万円。全体の予算は14億円です。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 この施設は沖縄科学技術大学院大学と大いに関係があると思うのですが、そうであれば、遠く離れたうるま市ではなくて、沖縄科学技術大学院大学の近辺につくれなかつたのか。その辺はどうなのでしょうか。

○具志堅清明科学技術振興課長 沖縄科学技術大学院大学周辺は、将来のサイエンスパークというもっと大きな物を呼ぶところの用地として用意されております。今回の3000平米の研究施設というのは、大手製薬メーカーの一つの研究部門のところが来れば半分が埋まるような施設でございまして、そんなに大きな施設ではございません。実はここを核としてトロピカルテクノセンター、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター、さらに沖縄県工業技術センターというのがございまして、そういう県の施設として横につながるものがあります。我々はこのライフサイエンスセンターを将来的にサイエンスパーク構想の中で大きなものを呼ぶためのまず最初の種だと思っております。

○前島明男委員 それともう一点、そこに予定している県内企業、この施設の中に県内企業はどの程度想定しているのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 何割というのは言えないのですが、県内のベンチャーの皆さんもこちらには興味を示しておりますので、何社かこちらのほうに入っていただけると思っております。

○前島明男委員 これだけ県費を投入してつくるからには、県内企業を育てるという意味からも、これは本土企業のためではないです。県の財政を投入してつくるわけですから、できるだけ県内企業を育成するような基本的な考え方を持っておかないと、本土業者でもいいどこでもいいということでは困る思うのです。ですから、県内企業を優先して入れるような考えがないといけないと思うのですが、いかがですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 委員のおっしゃるように我々もここに県内の

ベンチャー企業が入ってもらって、この本土から来た製薬メーカーとの共同研究がここで起こることによって新しくベンチャーの皆さんの方もつくと思っておりまますので、そのように県内のベンチャーを優先的という考え方を……。入居の選定については、指定管理法人とともに県も関与しながら、入居者を決めますので、十分に意見を反映させたいと思います。

○前島明男委員 そういうことでお願ひいたします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 指定管理者に関する提案はいつごろになりますか。

○謝花喜一郎企画部長 この条例を可決していただいた後、7月から9月の間にかけてやりたいと考えております。

○高嶺善伸委員 大体3年くらいの指定管理者への期間になりますか。

○謝花喜一郎企画部長 おっしゃったように3年でございます。

○高嶺善伸委員 第9条なのだけれど、この指定管理者の権限はかなり大きいような気がします。実際に施設を利用する企業ですが、皆さんの設置目的は研究開発期間相互の有機的な連携により研究開発を促進するということで、共同研究になるわけですけれども、施設の利用の許可の期間は1年を超えないものとすると。これは何を研究する機関なのかと思うくらいどうもちぐはぐな感じがするのだけれど。

○具志堅清明科学技術振興課長 この利用の許可というのは指定管理法人がするのですが、やはり施設がかなり高密度というか密閉度の高いクリーンルームを全部屋設けておりますので、1年ごとに許可を与えることによってその設置、利用状況を把握したいということで、1年を超えない、基本的には1年ごとに利用状況を見て指導していくながら、更新していくということでこの第9条が入っています。

○高嶺善伸委員 そうすると、施設使用料、研究室は1平米、月2300円でしょ

う。そうすると、これを契約して入居した企業は毎年更新をして、ずっと使用し続けることができるということですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 基本的にしっかり利用していれば可能でございます。

○高嶺善伸委員 だからその指定管理者の権限が物すごく強いのです。取り消しができるとか、いろいろなことで指定管理者の意のままという感じがするのだが、このあえて第9条を置いて施設の利用期間を厳しく制限するというのが、ひょっとしてそういう研究開発機関相互の有機的な連携による共同研究の促進になるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 実は他の沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターも、第9条のような1年を超えないものとするというようになっています。やはりこれは入居している人たちの施設の使用状況については、これだけ精度の高い部屋の設備でございますので、それを指定管理者がしっかり管理する上で、きちんと入っている人々を毎年確認をするということで9条が入っていると我々は理解しております。

○高嶺善伸委員 それで、特別調整費を使ったいろいろなハード事業をこれまでずっといろいろ見たけれども、なかなか県民生活や県の産業、雇用につながっていないのが多過ぎる。だから、今一括交付金で新たな沖縄振興計画の中でスタートするのではなくて、駆け込みで特別調整費で整備する事業なものだから、運用上大変心配はしているのです。駆け込みでやった事業でどうなるのかという心配をしているのですが、そういう意味ではこの平成23年度の事業ではあったのだが、新たな沖縄振興計画の基本計画の中でこの事業はどのように生かされているのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 沖縄21世紀ビジョンの中にもそういった施設整備で企業の誘致、創薬、健康医療に関する集積を図ることで位置づけされております。我々も実はこれが新しく創薬という切り口で研究機関をベンチャーも含めて、マッチングしてここで研究してもらうというのは新しい形ですので、ぜひこれは成功させたいと思っております。

○高嶺善伸委員 それと、これから総務企画委員会で指定管理者の議決議案も

来るし、これは工事も始まると規模が大きいので契約前にはまた議決議案として出てくるのですか。

○具志堅清明科学技術振興課長 基本的には建設工事については繰り越しでございますので、議決をいただいた形にはなっておりますけれども、これから指定管理者についての同意も含めて、議会の皆さんに議論いただくということです。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山内委員長からスケジュールを含め正確に答弁するよう指摘がなされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

具志堅清明科学技術振興課長。

○具志堅清明科学技術振興課長 この建設については、施設建築課のほうに分任をしておりまして、一応は建設工事、さらに設備工事等に分かれておりまして、議決の案件の要件にはなっていないと我々は聞いております。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺委員から議決案件にならない旨の確認がされ、また本件に関し今後も議論できるのかについて確認があり、具志堅科学技術振興課長から後の指定管理者の議決の際にも本件に対し議論ができる旨の説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 指定管理者の議決議案のときまでにはもう少しこの沖縄ライフサイエンス研究センターに関する概要であるとか、施設の運営計画とか細かい資料を出してください。

○謝花喜一郎企画部長 説明についてもう少し丁寧にということがございまし

たが、高嶺委員がおっしゃられたとおり指定の際には資料を用意して御説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第24号議案那覇市の中核市指定に係る申出の同意について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 乙第24号議案那覇市の中核市指定に係る申出の同意について、御説明いたします。

43ページをごらんください。

中核市の指定は、総務大臣が市からの申出に基づき、政令で指定するものであり、市は申出を行う際は、あらかじめ市議会の議決を経て、県の同意を得なければならぬこととなっております。

この議案は、県が同意するに当たり、地方自治法第252条の24第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 これは何を議論したらいいのですか。

○謝花喜一郎企画部長 少し中核市の指定の手続について説明させていただき

たいと思います。まず、中核市というのは全国で41市指定されておりますけれども、人口が30万人以上の場合に中核市として指定をいただくことができる事になっております。その際の手續ですけれども、まず今回は那覇市が30万人以上ということで、那覇市からの申し出があるわけですが、那覇市は中核市に指定されたいということで那覇市議会に申し出についての議案を提出し、今回那覇市議会から申し出についての議決を得られたわけでございます。この申し出は地方自治法上、県の同意を得るようになつておりますけれども、県が同意をするには議会の同意が要件となつておりますので、今回議案として提出させていただいたと。県が同意するに当たり県議会において中核市の指定について同意をいただけないかということの提案でございます。

○當間盛夫委員 議会の同意を必要とするというのだけれども、だから、何の資料をもって僕らはその旨同意しなければならないのかということです。資料を要求しない我々が悪いのかもしれないけれども。今言ったように30万人あれば中核市になれることがあるのかもしれないけれども、なぜ那覇市は中核市になろうとしているのか、中核市になつたらメリットもあるのだろうけれど、どういうデメリットがあってということで、それをもって議会に同意を求めるのであって、それこそ資料もなく同意を求めるなんて、我々は何を同意するのという話です。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、吉田委員から基本的な説明資料については前もって配付して審査に臨むべきであるとの指摘がなされ、謝花企画部長から資料を急ぎ配付すること、また中核市になるとこれまで県が行っていた事務について保育所の設置の認可等の例を挙げ、中核市においてできるようになることが説明された。)

○山内末子委員長 再開いたします。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 いろいろと中核市になることで先ほど保育所の設置の分だとか、保健所の設置だとかというのがあるのだけれど、基本的に那覇市は移管されるということになると、那覇市は職員をふやさなければならぬという形になってくるのですか。

○謝花喜一郎企画部長 おっしゃるとおりだと思います。やはりその専門の保育士ですか、場合によって衛生技師とか薬剤師といった方々を那覇市はふやさなくてはいけないというようになってくると思います。

○當間盛夫委員 これは那覇市が決めたことだろうから、僕らがとやかく言う分でもないのだろうけれど、中核市の移行のメリットでしかないわけですよね。これは中核市になるということからすると、今言った職員の数がふえる、本来であれば行政改革の部分で職員を抑えるというか、今市民感情、県民感情からすると公務員はというところがあるはずなのに、それに関することでそういうデメリットがあるはずだろうけれど、メリットは別にいいですので、皆さんが考える中核市になるデメリットというのは何かありますか。

○謝花喜一郎企画部長 正直申し上げまして、我々はデメリットを想定したことはなかったのですが……。ただメリットは、住民のサービスの向上だと思うのです。これはデメリットと言っていいものかどうかというのにはありますが、市の職員からはこれまで経験したことのない業務を新たにするわけですから、それはやはり当初の戸惑いというはあるとは思います。、やはり一定規模以上の30万都市ということでみずから住民のサービスをより行いたいという那覇市の気持ちを我々は多として、県も一生懸命那覇市の中核市移行にお手伝いさせていただいているという実情でございます。

○當間盛夫委員 那覇市がやりたい部分を、県が、僕らがどうだこうだということもないはずでしょうけれど、でも、私も那覇の選出ですので那覇市民でもあるものですから、メリットがどうで、デメリットがどうあるのだというのはもう少し那覇市のほうも出してもらわないと。何か那覇市の行政内、議会内だけで終わっているのではないかというところがあるので、少しその辺を懸念して、県議である我々がまったく中核市という中身をわからないというのもいかがなものかというように。

○謝花喜一郎企画部長 まず中核市へのメリットですけれども、市民サービスの効率化ということがまず挙げられております。いろいろな届け出から受け付け、そしてまた決定まで一連のサービスを県を介さずに事務処理を那覇市だけで行えるということです。福祉とか保健衛生などの市民生活に密着した分野を、県のほうから移譲を受けて直接市が行えるようになるということはきめ細かな

サービスが行えると。都市計画ですか環境に関する事務も移譲されますので、そうした場合に独自性を生かした個性豊かなまちづくりを進めることができになるといったことがメリットだと我々も考えているところであります。

○當間盛夫委員 最後に、2900余り権限移譲事務があるわけですよね。これは例えば何もわからないところに2900もすぐ移しましたと。県はこの2900の移管事務の分で、県は何をやってあげられるのですか。

○謝花喜一郎企画部長 県は那覇市の中核市移行に向けて、那覇市のほうから職員を受け入れて県の中で研修を実施したりとか、また県のほうから那覇市のほうに行きまして、いろいろ助言指導を行っているというようなところでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 本来この中核市移行に伴う権限移譲の事務があるわけだから、総務企画委員会にはこの2906件の一覧表を出すべきだと思います。どういった事務が移るかというのをやらないと、主な事務というのがありますけれども、例えば今保健所を県がもっていますよね。これは具体的にはどうなりますか。

○謝花喜一郎企画部長 中央保健所がありますけれども、これは那覇市のほうに譲渡ということになります。

○渡久地修委員 譲渡といった場合、建物がありますよね、県の施設。これはどんな譲渡をするのですか。無償譲渡ですか、それとも売るのですか。

○謝花喜一郎企画部長 県のほうと那覇市のほうで調整を重ねた結果、今、土地は有償譲渡で建物は無償譲渡ということで譲渡方針が決まっております。

○渡久地修委員 こういうことを一つ一つ議論していくと、これは相当大きな問題を全部詰めて、議会でも本当にこれでいいのかとやらないといけない問題でしょう。保健所の土地を有償譲渡でしたか、これでいいのかとか。これは本来全部議会にかけてやるべきものだけれど、これは那覇市から上がってきたの

はいつですか。

○謝花喜一郎企画部長 5ページに資料をつけさせていただいていますが、平成24年4月19日付で那覇市長から県知事あてに同意の文書が出ております。

○渡久地修委員 そうですか、4月に上がってきたけれども、実際には県議会議員選挙もあったからそういうものもあるかもしれないですね。この間の中斷があって、新しい議会があつてということがあるかもしれないけれども、これはいつまでに返事をしなければならないのですか。

○謝花喜一郎企画部長 地方自治法上、期限がうたわれているわけではありません。ただ、那覇市は来年4月1日から中核市移行を目指しておりますので、やはりその間のいろいろな手続を考えた場合に、我々も6月議会にはぜひということで提案いたしました。

○渡久地修委員 これに別に反対するわけではないけれども、手続上、来年4月1日ということでやってくると、今言つたいろいろ一つ一つの問題がいっぱいありますよね。もう県と那覇市で協議をやっているかもしれないけれども、議会として中身を知らないまま同意してしまって、保健所の土地は有償だった、あれはどうであったというのはこれがたくさん出てくると思うのだけれど、こういう9月議会まで審査するのであれば4月1日に間に合いませんか。

○謝花喜一郎企画部長 例えば建物の無償譲渡ですけれども、沖縄県財産の交換、出資、譲渡及び無償譲渡等に関する条例というものがございまして、執行部のほうに権限がゆだねられております。相手方が地方公共団体である場合は無償譲渡も可能というような条文がありますので、それに基づいて無償譲渡の手続を県は行っているということです。

○渡久地修委員 皆さんが移す2900件余りのものにはいろいろなもろもろの問題がいっぱいあるはずです。皆さんに詰めているかもしれないけれども、我々は全部ではないにしても多くのものをきちんと本当はチェックしないといけないものもあると思うのです。そういう意味で、来年の4月1日に移行するとなつた場合に、必ず今の議会でなければ間に合いませんかということです。

○謝花喜一郎企画部長 3ページのほうにスケジュールを記載させていただい

ておりますけれども、今議会で同意いただければ市のほうは8月に総務大臣に中核市の指定の申し出をするということになっております。順調にいって10月ごろ指定の閣議決定がなされて、政令公布がなされるだろうと。その間に年明けまでの間、この年度内でさまざまな県と市の中で事務引き継ぎの手続が行われるであろうと。そこにやはり四、五カ月くらいは時間が必要だと思いますので、そういうことを考えるとやはり今回6月議会に出すというのが重要だろうと。それから、この6月議会の後、9月議会、12月議会、また2月議会などもありますので、議員の方々からはまた本会議での御質問などでいろいろ懸念などについて御質問いただければと思います。また、必要であれば執行部のほうから議員に説明をさせていただければと考えております。

○渡久地修委員 この2906件の事務を移譲するとなると、それに伴って例えば県の職員が那覇市の職員に移るとか、そういうことも想定されているのですか。

○謝花喜一郎企画部長 県の職員が那覇市の職員になるといったことは、今のところ想定しておりません。

○渡久地修委員 そうであったら、先ほどの保健所の場合に有償譲渡する建物は無償とするとかというのがあるのだけれど、こういう建物の譲渡とか、土地の譲渡とか、全体でどれくらいありますか。

○謝花喜一郎企画部長 物件の異動というのは、この中央保健所だけでございます。

○渡久地修委員 あと、当初予算だけれど、当初予算でこれだけの権限移譲をやった場合に、沖縄県のいわゆる全体でこれだけの予算が次回から那覇市に移ります。予算上はどうなりますか。

○謝花喜一郎企画部長 普通地方交付税というのが財政基準の中でいただいておりますけれども、この事務処理に必要ということで。これが試算いたしましたら16億9000万円ございます。これが那覇市に移るということです。

訂正いたします。那覇市に移ると申し上げましたけれども、県分をいただいている16億9000万円の地方交付税が来なくなるということでございます。

○渡久地修委員 この事務にかかっていた地方交付税16億円、ではまたその中でまた県の持ち出しもあるのかないのかわからないけれども、県は16億円マイナス、16億円プラス、これでいいのですか。

○謝花喜一郎企画部長 那覇市のほうはもう少し額が膨らんだ額を自分たちのところに地方交付税として来るだろうというように算定して。これは那覇市の考え方ですので。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 那覇市に2906の事務が移譲されると。主なるもの、目に見えてわかるものを説明してください。

○謝花喜一郎企画部長 目に見えてわかるものは、例えば沖縄県中央保健所が那覇市の保健所になるということ。これが一番大きなものかと考えております。

○具志孝助委員 そうすると、あそこには県の職員が当然いるわけでしょう。あれが那覇市にいくと、県の職員はいかないという説明ですよね。あそこに市の職員が入ってくるわけですよね。県の職員は当然余剰するのではないか。そこにいた人たちは。この辺の変化は出てこないですか。

○謝花喜一郎企画部長 御質疑の中核市移行に伴って県の人員はどうなるかというのは、これから総務部のほうに査定する部署がございます。その中で計算されていく話ですので、企画部のほうで人数まではお答えできないのですが、ただ考え方といたしましては、実は41市町村のうち、1つの事務が那覇市に移行するわけとして、もちろん中央保健所の分が数は多いわけですけれども、残り40の事務、市町村分の事務はまだ残っているわけです。ですから、劇的に職員の数が減るというようなものでもないのかという考えをしております。例えば、1人当たりの事務量が1が0.9くらいになるとかといった感じになるかと。

○具志孝助委員 少なくとも16億円の地方交付税が、これだけの2900の移譲される事務経費一地方交付税交付金の対象になっていたものが市のほうに移譲するから、県からこれだけ減ると。だからといってそのままそっくり那覇市にいくかどうかは別だと。那覇市はもっと大きいのが入ってくると期待しているよ

うだがという説明があったわけです。その分だけ事務量が県から減るわけだから、国からの地方交付税もカットするということはある意味においては余剰、少なくともこの分だけは人が余ると。端的にこれは何名と言わないかもしれませんけれども、単純にいえばそういうことになるわけでしょう。

○謝花喜一郎企画部長 全くそのままということではないと思っております。

○具志孝助委員 那覇市の定数の見直しというようなことにつながるというぐらいに思うのですが、その辺はどうなのですか。

○謝花喜一郎企画部長 先ほども御説明申し上げましたけれども、那覇市は新たな専門職も採用しないといけないでしょし、事務量もふえるので、向こうは定数増という話はあるかと思います。県のほうは一方でまた那覇市のほうに2900余りの事務が移譲いたしますので、その分は一定程度の定数の見直しという作業は出てくるかというように考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情3件の審査を行います。
ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。
謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次(陳情)の1ページに、陳情の一覧表がございます。企画部関係では、新規の陳情が3件となっております。

それでは、新規の陳情について、御説明いたします。

1ページをお開きください。

沖縄振興特別推進交付金の町村自己負担分の支援に関する陳情第100号について御説明いたします。

平成24年4月19日に施行された国の沖縄振興特別推進交付金交付要綱において、町村が行う交付対象事業の町村負担分に支援することが可能となっております。県においては、財政力の弱い町村が一括交付金を活用し、事業を円滑に推進できるよう、先の5月臨時議会において、離島・過疎地域等の18町村を対象として、6億8125万円の町村支援事業を予算措置したところであります。

続きまして、2ページをお開きください。

那覇市による一括交付金でのリース物件である銘苅庁舎への財政支出を取りやめることを求める陳情第112号について御説明いたします。

現在、那覇市から県に提出されている一括交付金事業に、銘苅庁舎関連の事業はありません。県においては、具体的な事業計画が市町村から提出された段階で、交付要綱にのっとって事業内容を確認し、必要に応じ助言を行うこととしております。

続きまして、3ページをお開きください。

沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明と経緯の説明を求める陳情第129号について御説明いたします。

平成24年4月1日に施行された跡地利用推進法において、国は、日米合同委員会で返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、県、市町村、所有者等の意見を聞いた上で返還実施計画を定め、返還後、所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染等の支障除去措置を講ずる制度が定められております。今後は、同制度に基づき、返還後、国の責任において、所有者等に土地を引き渡す前までに汚染等の除去が徹底されるものと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複するがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

○當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情第100号沖縄振興特別推進交付金の町村自己負担分の支援に関する陳情なのですが、18市町村に対して6億8000万円ということでの支援措置をしていこうということで、これまでの議会でも市町村分の300億円の内諾を得ているのだけれど、まだ交付に至っていないという状況があるのです。その部分を、市のほうは町村よりはいろいろな意味で職員もいるし、いろいろな調整は早いはずですけれども、この町村分でどのような状況になっていますか。この内諾を得ているのがどのくらいで、まだ内諾も得られてないものがどれくらいなのですか。町村分わかりますか。分けてないですか。

○謝花喜一郎企画部長 今、手元に各41市町村分の一覧はあるのですが、これを市と町村で分けた数字は今手元にないものですから、一概には申し上げられませんけれども、町村でも実はもう100%出しているところもございます。それから70%以上の町村も実は結構ありますし、一方で市のほうで50%満たないところも実はあるという状況で、市だから大分内諾を得られている、町村だから得られていないといったものではないです。

○當間盛夫委員 なるほど。では、この差というのは何ですか。

○謝花喜一郎企画部長 例えば、個別の市町村名を言うのは差し控えさせていただきますけれども、市の中で40%台というところがございますが、そこは額が多いということがネックになっているのかという感じがあります。それから、町村で逆にすべて使っているところは、北部振興などで割とそういった事業に職員がなれているというと少し語弊があるかもしれません、そういったところで企画、立案などを特別調整費などでなれたところは割と早目の事業計画が出されているといった傾向があると思っております。

○當間盛夫委員 企画部長の言うとおり、県もそういった面ではなれているわけです。これまでずっと特別調整費があったわけですから。国の交付がどうになっているのだということがあるわけですから、皆さんにこの500億円でも大きい部分があったでしょうけれども、今言うように北部振興のそういった皆さんもなれているはずでしようから。でも、大半がなれていない。なれない中でこの一括交付金ということで出されているわけだから、もう少し丁寧に県のほうもサポートしてあげてやらないと。例えば当初から那覇市が一括交付

金だから何でもいいのでしょうかと、自由度があるのでしょうかということにはならないはずだったんだろうけれど、いや、もう一括交付金だからみたいなところで、スタートからそのことの認識が少し違ったのかと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○謝花喜一郎企画部長 本会議でもそういった御指摘を受けたところであります。我々としては、この一括交付金は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用がある補助金の一種でありますということは説明してきたところであります。ただやはり、自由度の高いというものを我々県も大分求めてきた、市町村も一緒に求めてきたというところでやってきたわけですけれども、一方で国においてはやはり国の予算であるからには、何も縛りがないというものはないだろうということで、この辺で交付要綱の策定に当たり、県と国との大分やりとりはあったわけです。ある程度我々としては使い勝手が一定程度認められるものになったわけですが、一方ではやはり沖縄の特殊事情というものをしっかりと説明するように求められた部分が交付要綱上も国のはうとしては引けないということあります。この特殊事情を説明する、いわゆるこういったスキームをつくることに各市町村いろいろ頭を悩ませているということです。県はそれに対していろいろサポートして、お手伝いさせていただいているというところでございます。

○當間盛夫委員 きょう7月11日になりますよね。これからまだ市町村で返された分を上げて、上げて改めて洗い直して上げてきても、内閣府との調整があるわけですから、この日程的なものは何か考えられていますか。なぜそういうことを言うのかというと、内閣府との調整をする中で内閣府から了解をもらって、改めてまた各市町村は臨時議会を開いて、その旨議会に上げて執行しないといけないというところがあるはずでしょから、皆さんのが市町村の分で日程的なものを考えられている分を。

○謝花喜一郎企画部長 本会議でもこの部分を何度も御説明させていただいたのですが、140億円、650事業は内諾を得ているのですが、残りの100億円分がまだ事業数で半分くらい、事業数では650事業がまだ得られていない状況です。ただ、これも本会議で答弁させていただいたのですが、一方で先週から内閣府から職員に来ていただいて、ずっと詰めて今週も金曜日まで行うことになっていますが、各市町村と意見交換をして、拾えるものはみんな拾おうという形で考えております。今週いっぱい可能な限り多くのものを決めていこうという

作業をしております。一方で残り60億円分の事業は市町村から出ておりませんので、これについても内諾を得た事業でこういったスキームのものは認められないと、そういう事業をまだ出していない市町村には情報提供して、なるべく早目に事業を出していただいて、できれば県としては7月中に全事業、全額が内諾を得られるようにと考えているところであります。

○當間盛夫委員 7月中に我々もそれまでは内閣府の担当が来てやっているというところもわかりますので、7月中には何とかその分で拾って、8月には臨時議会を開いて、9月に執行できるような形をぜひとももらいたいと。やはり今度のつくり方、公共工事のものは配分済み、あれは各省庁に対する部分があったから、これは従来どおりのやり方です。今度の沖縄振興特別推進交付金だけが内閣府が一括して、町村だけで1300事業、県でどれだけですか。

○謝花喜一郎企画部長 県で、1次で112事業、2次で68事業ですから、合計で180事業でございます。

○當間盛夫委員 県だけでもこれだけで、市町村で細かくすると1300という形。これを内閣府だけでやる。その内閣府の担当は何名いるのですか、精査する分の。

○謝花喜一郎企画部長 県のほうから実は4月1日付で内閣府のほうに職員を3名派遣しました。内閣府の担当参事官含めて5名体制で行っております。

○當間盛夫委員 最初から無理があるんですよね。担当5名で800億円近くの事業をいちいち精査してということ。その辺は次回に向けて皆さんもこのことをどう改善してくれと、内閣府に投げておかないと何のための一括交付金で、当初のスタートもおくれたというところもあるはずでしょうし、やはり次年度に向けてしっかりとやらないと8月から概算要求もまたいろいろな意味で始まつてくるわけですから、そういう要望もしっかりと出してください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 7月までにできると言っているので、できるのではないでしょか。それで、市町村のいわゆる承諾率というか、内閣府がオーケーしてい

るリストを見ると大体60%オーケーが、11市町村で60%の部分。そしてまた10%ラインもありますね。そうするとこれはかなりハードル高いのかと。市町村が言うのも大体資料で見てわかつてはいるのですけれども。そうしてくると、次にどうつなぐかというのがありますよね。例えば先ほど當間委員が言ったように、これからまた概算要求をすると。4月でオーケーになって、8月にやって、今度これが延びて、9月でオーケーになって今度できると。私も少し本会議で議論したのは、島田懇談会事業も北部振興も、結局おくれるわけです。やはりソフト分でしょう。ハード分だったら、ぱっと使ってぱっとつくれるわけだ。建物だったら。でもこれはソフト分だから、使う側がいるわけです。これが大変なのです。そういう意味で裏負担はどうするかということで、皆さん気が今6億8000万円くらいの手当てをしているのだと、裏負担をね。だから、使う側がいるわけだから、ある意味ではかなり調整をしないといけないのではないか。この辺はどう考えていますか。

○謝花喜一郎企画部長 先ほどの當間委員への答弁の繰り返しになると思うのですけれど、やはり早期の事業着手が可能になるようにというのが我々も最優先事項だと考えておりまして、それで先ほど来御説明させていただいたような対応をさせていただいております。次年度以降は、當間委員からもありました、内閣府にも我々課題を整理して申し入れもさせていただきますけれども、やはり一度経験するとこういったスキームはできるのだという一つの経験になりますので、これが次回以降にある意味大分うまく、スムーズになる要因になるかと思っております。

○吉田勝廣委員 それはわかります。交付要綱が4月19日だから、交付要綱づくりもおくれているわけだから、その交付要綱ができてから市町村にまたこういうことがこういうようにできますということでやるけれども。しかし、市町村もある意味ではこれまでやった事業、これまで一般財源でやった事業をある程度一括交付金で回すわけです。ある意味では一つ一つの事業経過はわかつてはいるんです。ただ、それが本当にできるかどうか、また相手がいることだから、ソフト面だから。建物だったらある程度、土地を買ったりいろいろあるかもしれないけれども、ソフト事業だからなかなか難しい面もありますと。だから、そういう意味からすると、また例えば8月から概算要求がいろいろ始まって、12月予算決定するわけだから、そうすると今度はまだ事業が執行していないのにまた概算要求するかと、ある意味では。だから市町村だと12月段階からもう大体内示が出てきて決定するわけです。そうすると、まだ事業計画がなってい

ない、まだ執行もされていない、そうすると今度はお金が残ってしまうと。明許繰越になってくると。明許繰越になってくるとその次の事業計画がありますよね、明許繰越になってその事業しますと。そうすると今度、予算要求しますよね。同じような事業を。明許繰越になったときに同じ事業をまた予算措置をすると。これが可能かどうかと。ここは恐らく最初のころだからある程度どうなるか、やりましょうとなるのか、明許繰越になったらまた要求するのかと、条例等どうするのと。しかし、これ執行していないと事業の継続性がなくなってしまうから、その辺はどうなるか。

○謝花喜一郎企画部長 今後の話は我々も実はまだしっかりどうなるというようにお答えしにくいところであります。次年度の要望も県全体でどういった形で要望するか、県分1575億円を同額でやるのか、またさらにこれもいわゆる公共をもっと減らしてソフトをふやすのか、そういったものもまだ実は公式に決まっていません。というのも、県分はおよそ8割、9割やるにしても、まだ残っている部分があります。市町村分もまだ少しどうなるかというものが見えない部分がありますので、この辺のところは少し県も市町村も含めてどの程度のものを実際消化できるのかということも含めて、やはり国のほうにもっていかないと本当に大丈夫なのかという話をすぐ言われてしましますので、そういうたらところも見きわめた上で要望はしたいと。あと、吉田委員のお話にありました明許繰越の話も、我々は可能な限りそうならないような形で作業しておりますので、明許繰越ができるかどうかも含めてやった場合に、では要望等はどうなるかといろいろな課題が出てまいりますので、我々として今やるべきものは、早目にとにかく着手できるようにするということに精力を注ぎたいと考えております。

○吉田勝廣委員 予算は結局1575億円とってあるわけだから、それをソフトと公共事業に分けて303億円を市町村に配分した。その配分の使い道をどうするかということは、ある程度市町村も練って出すわけだから。しかし逆に20%以下の市町村も見えるわけです。そうすると7月で可能かなということと、これからあとの60%、70%くらいを内閣府に持っていくのかと。市町村は一括交付金の使い方を描いていないのではないかと。だから申請がおくれるのではないかと。そこを強力に指導して、とにかく7月までに申請を出して、7月ではぱっと決めようではないかと、そういうことをすると、次に何が起こるかというと、今度は使い切れないと、申請をしたものも。しかし、こういうことは余り言いたくないですよね。こういうものはおもしろくないでしょう。だから、申請し

た後、使い切るためにはどうすればいいか。その指導をまた徹底しておかないと、明許縛越になつたり余つたりすると、また政府がほれ見てごらんというようなことを言われないようにするためにはどうするかと。だからそこは、要するに交付要綱も4月19日にしかできていなかつたのだから、あなた方も悪かったと言つたらおかしいけれども、そういうことはやはり経験上おもしろくないということぐらいはきちんと言っておかないと、政府はほら見たことかとなってしまうから。恐らく国会の審議の中でも、ほれ沖縄県はこれだけ残つたではないかと言われかねないということになるとおもしろくないから、この辺は大いに指導して、とにかく何が何でも執行するのだという気概がないとだめではないかと。

○謝花喜一郎企画部長 吉田委員のおっしゃっていることは、全くそのとおりだと思っております。20%のお話がありますけれども、実はその町村は100%事業は出しているのです。ただ、この大きな保育所をつくりたいという町村として、それが結構額が大きいですから、内諾率が20%になっています。それで保育所がなぜとまっているかと申し上げますと、実は三位一体の改革で公立の保育所については、地方交付税でやりなさいということで移譲されおります。そういった公立の保育所をつくることについて、何なんだということで難しい調整を強いられているわけです。我々としてはここの町村は小規模離島の町村でございまして、他のいわゆる沖縄本島の町村のように民間もあるわけではないと。在籍も小さいわけだから、小規模町村くらいは認めてくれということで今相当やっています。これはもう方向性としては何とか内閣府も担ぐということで頑張っておりますので、これが認められると上がると。そういったものが少しありますので、だめなものはだめだとこれからどんどん切って、新しいものに振りかえさせる。こういった形で可能な限り、先ほどの繰り返しになりますが、できるようにしたいと思います。

○吉田勝廣委員 今の気概を持って指導してください。3月31日になってまた騒がないようによろしくお願ひします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情第129号沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明と経緯の説明を求める陳情ですけれども、県は枯れ葉剤については、枯れ葉剤汚染の事

実があるのかないのか、どういう認識ですか。

○謝花喜一郎企画部長 この部分になると知事公室の所管になると思いますが、実はこの部分は知事公室にも一部振られていて、企画部に振られているのは法律の関連で割り振りされているということです。外務省とのやりとりなどは知事公室のほうでお答えがあると思いますけれども、知事公室が作成した資料で我々が見ますと昨年の11月30日に外務省から県への説明があって、米側からは当時米軍が枯れ葉剤を沖縄に持ち込んだことを示す資料は何らなく、確認できなかった旨の回答があるという報道がなされております。これに対して県は、さらなる真相究明などを求めております。年が明けまして、2月24日に米国国防総省長官府の声明として、米国政府は沖縄におけるオレンジ枯れ葉剤の疑惑について重要視しており、これらの主張に対するマスコミ報道を注意深く追っていると。沖縄におけるオレンジ枯れ葉剤の貯蔵、使用、または沖縄を経由した移送に関して調査してきたが、そのような記録は見つかっていないと。将来、仮に沖縄におけるオレンジ枯れ葉剤の貯蔵、使用、または沖縄を経由した移送を示す何らかの証拠が発見された場合、おくれることなく必ず日本政府と協議するということを出しております。

○渡久地修委員 知事公室のものには陳情一覧表には入っていないです。これは皆さんのところにあるから聞いているのであって。それで、米軍の言うことをうのみにしたらいけないというのはオスプレイとかいろいろなものを見ても明らかだから、せめて指摘されたところとか県で土壤調査とかやるべきではないですか。どうですか。

○謝花喜一郎企画部長 まずこの陳情は3ページにわたる、相当多岐にわたるものでありますが、大部分は米軍基地関係特別委員会のほうに振られております。今、こちらのほうに振られておりますのは沖縄振興特別措置法の関連で出ているということです。今渡久地委員から御指摘の県のほうにおいてしっかりとやるべきではないかということについては、処理方針でも御説明しましたように、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法—新しい跡地利用推進法においては、原状回復措置の徹底というものが記されております。返還される場合には、国は県市町村、また所有者等の意見を聞いた上で現状回復の実施計画をつくるということが義務づけられております。しかもその範囲もこれまで一部だったものが、全部やるということになっておりますので、新しい法律のもとでは返還される場合には徹底した原状回復

がなされるというように考えております。

○渡久地修委員 今の答弁は返還後引き渡す前にでしょう。今まででは返還前に事前に立入調査をして、土壤汚染とか調査できるようにというのが皆さんの立場ではなかったですか。

○謝花喜一郎企画部長 今、渡久地委員の御指摘は、立ち入りのあっせんの話だったと思います。この部分についても今回の法改正で抜本的に見直されたところであります。今までではあっせんを申請することができるとありましたけれども、それをどうするという国の義務づけがなかったわけですが、今回の法改正によって国があっせんを申請しなければならないと義務化されております。そういうことで、あっせんの申請をやるわけですけれども、この跡地利用推進法の立ち入りのあっせんの申請は、総合整備計画、その他この法律に基づく施策を実施するための立ち入りあっせんを申請することができるというようになっておりまして、想定されるものとしては必要な文化財調査ですとか、自然環境調査、そういうものが含まれるだろうということでございます。

○渡久地修委員 だから、ダイオキシンとか指摘されているところについては、例えば沖縄県生活環境保全条例もできたわけです。基地内で汚染があった場合、県は申請して立入調査をすることを申し入れる—これは県議会は相当議論をしてつくりました。縛ることはできなかつたけれども、申し入れるようにすることはできるというところまでやつたわけです。ただし、1回もまだ発動されていないわけです。だから、そういうものを通じて調査するべきではないですか。指摘されているところについては、土壤をとってきてダイオキシンがないかどうか。なかつたらぬで上等です。

○謝花喜一郎企画部長 基地内の立入調査のあっせんの申請窓口というものが今までなかつたわけですが、今回防衛省の沖縄防衛局というようになっております。この立ち入りの調査が円滑にできるように今現在、防衛局と市町村との連絡会議というものを開催しております、その中で県において必要な関係部署の意見も聞きながら、対応してまいりたいと思っております。

○渡久地修委員 では、今の答弁からいくと枯れ葉剤があったと指摘されているようなところは県としては速やかに事前に立入調査なども申請をして、調査を前向きに検討するということでよろしいですか。

○謝花喜一郎企画部長 渡久地委員から前向きにとらえていいかということですが、我々は跡地利用を円滑に進めるという観点から要望しております。今、委員が御指摘の枯れ葉剤の本格調査というものは沖縄県生活環境保全条例などを持っている環境部局、それから基地涉外を担当する知事公室とも連携しながらやらないといけないと思っておりますので、企画部の答弁としては前向きにということは控えさせていただければと思っております。

○渡久地修委員 これは枯れ葉剤とかというものがあったと指摘されている以上、県としては動かないといけないです。だから、これは前向き一後ろ向きではなくて、絶対やらないといけない問題ですから、当然企画部とも環境生活部とも知事公室とも調整するのは当たり前です。しっかりやってください。

○謝花喜一郎企画部長 渡久地委員からこういう御指摘があったことを関係部局にもお伝えしまして、先ほど申し上げました防衛省との意見交換などにも反映させたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、山内委員長から企画部に対し委員会審査のスムーズな運営上、次回から事前に基本的な説明資料を提出するよう要望がなされた。)

○山内末子委員長 再開します。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は2件であります。

資料2ページをお開きください。

陳情第87号女性の視点からの防災対策に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

(1) 東日本大震災においては、避難所に授乳や着がえをする場所がない等、女性への配慮が不足していたことから、昨年12月に修正された国の防災基本計画においては、避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮が新たに明記されております。女性の登用については、沖縄県防災会議の委員に、沖縄県看護協会長と沖縄県婦人連合会長の2名を加え、女性委員の数を1名から3名に増員したところであります。県においては、今後とも、防災施策に女性の視点やニーズを反映できるよう防災会議への女性登用を推進してまいります。

(2) 国は、東日本大震災において、避難所の運営に当たり、女性、高齢者等の視点が必ずしも十分ではなかったとの反省から、今後、女性を含め、生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実を図るとしております。県におきましても、女性の視点を取り入れた防災対策の充実は重要と考えることから、国に対してマニュアルの作成なども含め所要の対応を求めてまいります。

(3) 平成24年3月に策定した地域防災計画で、乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を明記しており、今後、女性や高齢者、障害者等にも配慮した生活必需品の備蓄及び調達体制の整備の検討を行ってまいります。

(4) ことし、学校安全体制整備事業の一環として教職員を対象に学校防災リーダー育成研修会を実施することとしており、このような取り組みのもと、地域と連携した防災避難訓練等の充実を図ります。

(5) 災害発生後の女性や子供の支援については、迅速に相談体制を構築することが重要であると認識しております。相談窓口については、住民に身近な

地域で支援体制を構築することが重要であることから、県としては、市町村における窓口設置を支援するため、専門的人材を派遣するとともに、施設入所が必要な場合等においては、県警や女性相談所、児童相談所等と連携して広域的な支援を行なってまいります。

(6) 女性や子供、高齢者等が自分のできる範囲で災害活動に参画することは、地域防災力の向上につながり、多様な視点を防災施策に反映させる必要があると考えております。このため、平時における防災訓練や災害時の避難所運営における役割を行動マニュアルにあらかじめ決めておくなど、市町村と連携して、地域の特性に応じた防災対策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、資料4ページをお開きください。

陳情第122号沖縄県国民保護計画に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第52条第2項は、国において住民の避難が必要な地域及び避難先となる地域を示すこととされており、同法第34条第1項に基づいて策定された沖縄県国民保護計画では、同条第2項に基づき、住民に対する避難の指示及び避難住民の誘導に関する措置等について定めています。このため、沖縄県国民保護計画において、県民疎開計画及び戦争災害ハザードマップを追記改正することは、考えておりません。また、ジュネーヴ諸条約の県内実施体制については、沖縄県国民保護計画において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定めており、追記改正することは、考えておりません。

以上、知事公室所管に係る陳情2件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複するがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情第87号女性の視点からの防災対策に関する陳情ですが、女性の視点での防災対策という形でされてます。東日本大震災から1年が過ぎて、我々もとにかくいろいろな災害にどう対応するかというのは大事な部分があって、この中でいろいろ備蓄のものがあつたりするんですけど、その中でもう一つ緊急車両に対してどうするかというものはこの防災計画の中で何かありますか。例えば、地震があったら、震災のときでもそうなのですが、ガソリンを優先的にどうするんだとかいうような緊急車両についての部分での話し合いはされてますか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部の確認に時間がかかったことから、當間委員から質疑を続ける旨の発言があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 では、それを調べてください。各都道府県それを始めてきているのです。災害があったときに、ガソリンスタンド一つぶれているガソリンスタンドもあるだろうし、そういう部分で何を優先するのだと。その給油する分の。一般の皆さんからということではなくて、やはり必要とする分をしっかりとやろうということで、その防災の中で各都道府県そういう緊急の部分で優先的にどうするのだという形の車両をしっかりとつくると、防災の中で。というところで、指摘で終わっておきます。もし入っているなら入っているでいいはずでしょうから。多分、まだ沖縄県は入れていないと思うのですから、その辺は検討してもらいたいと。もう一つ、備蓄の中で食糧とか、大事なのですけれど、医療も大事なんです。例えば病院関係で透析をしている皆さんのがいるときに、医療機器が全部壊れてしまったと。では、その医療機器含めて薬品含めて、その備蓄はどうなっているのかということはわかりますか。

○又吉進知事公室長 備蓄に関しては、県で主としてやっているのは食糧。食糧に関しては、具体的な数まで決めてありますけれども。今、委員の御指摘の

ような例えは医療も多岐にわたっておりまして、透析もそうでしょうし、あるいは手術用具でありますとか、そういうものはいわゆる福祉保健部が所管となっている災害対策の一環として取り組まれるべきであると考えております。そのあたりの具体的なものについては、今現在、整備途上にあるというようにお答えせざるを得ないんですけれども、委員の御指摘は非常に重要な点だと考えておりますので、そこは福祉保健部とも調整してしっかり備蓄を行うようにしたいと考えております。

○當間盛夫委員 間違いなく県の病院事業局を含めて、行政改革運営をどうするのだということがあるから、県立病院は備蓄していません。現実は今。備蓄すると経営の分で大変なことになる。そのものをどうするかということを真剣に考えていかないといけないでしょうし、離島県沖縄だからこそそれはきちんとやらないといけないでしょうし、ましてや食糧のもので皆さん、サンエーだとか、ローソンと提携しているわけですよね。そういう形で、医療機器協会だとか薬品の卸協会とかが、あるのかどうかは別にして、そういうたった皆さんと早目に提携する。そういうたった皆さんと提携しておけば、そのさんは持っているわけだから、同じような考え方でいいと思うのです。皆さんのが備蓄するのではなくて、そういうたった協会だとか、卸売りの部分での皆さんの中のものを活用しながら、災害があったときにはそういう形で出してくださいと。輸送等どう行動するのだということは早目に検討してもらいたいと思っております。

○又吉進知事公室長 県の防災計画の防災会議の構成員の中にも、沖縄県医師会、それから沖縄県看護協会といった専門家が入っておりますので、今委員から御提案いただいた件は大変重要だと考えておりますので、そういうたったの方々と議論をしながら、緊急時にそういう支障が出ないような態勢をとっていきたいと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 県の防災計画が少し棒読みでありましたけれども、基本的にはそれでいいんでしょうけれども、1つはスピーディーさがないです。あとは広域。例えば各市町村の連携だとか、それがないのでないかと。要するに、これは本会議でもやったんだけれども、例えばリゾートのいわゆる宿泊している人、東京大学の助教授の若い先生が、東京都が今中心となって、例の大きく

何年に来るかもしれないということで東京都心、関東側の問題になっているけれども、これは日本全国に当てはまることなんだというようなことを言っていたわけです。そうしてくると、いつどこでもいわゆる津波とか地震が起きてもおかしくはないと。また、気象庁の国会の答弁でもそういう話をしている。そうすると、例えば今そういうものが発生して、恩納村のリゾートを中心に1万2000人が毎日泊まっているわけです。その方々にどう避難とか、あるいは誘導だとかをするのかと。そういう防災計画ではそれが全然見えてこないわけです。これはまた各市町村の防災計画改革の中で具体的に出てくるだろうと。だけれども、当面の緊急課題として、こういうことを明示しておかないと。これはまた民泊もありますよね。例えば学校もある。学校もみんな海に隣接しているわけです。山田小中学校だけは少し離れているけれども、あとは全部海岸に隣接している。そうすると、本当にこういう地震学者が言うように、いつどこで起きてもおかしくないと言われているときに、では一体どうするのですかと。どこに避難するのですかと。那覇市はつくってありますよね。例えば5階以上の建物の確認がなされている。今、そういうことで市町村でやっているところはありますか、リゾート地で。ビルが10階建もあるけれども、そこに逃げてくださいとか。そういうものがもあるのであれば、説明してくれませんか。

○又吉進知事公室長 今、御質疑の後段のほうの高いビルというのはいわゆる津波避難ビルというページがあると思います。これに関しましては、現在取り組まれているのが那覇市と沖縄市、一部でございます。御提案のようにリゾート地恩納村でありますとか、そういうところではまだまだだと。しかしながら、昨年度から観光客の避難誘導というものが大変大事だと考えておりまして、携帯電話に登録をすれば、津波発生と同時に警告が行くというシステムは完成してございます。その津波対策の要諦はまず迅速な伝達と、さらに避難誘導。避難誘導に関しては訓練が大事だと考えております。また、おっしゃるようにインフラとしての津波避難ビルというこの3つの方面それぞれ今取り組んでいるのですけれども、なかなかまだ道半ばというところですが、そういう情報伝達システムも一定程度完成しておりますし、ことしの11月には津波避難訓練をやっていくと。こういう中で体制の高度化を図っていきたいという考え方でございます。

○吉田勝廣委員 こうしていろいろな議論をしていることも結構で、議論して立派なものをつくることも結構。だけれども、実際に泊まっている人たちは、地理がわからないわけです。2泊しかしないとか1泊しかしませんとか、また

酔いつぶれているとか。そうすると、そういう人たちを誘導するかもしれない。地元の人はどこに逃げればいいということは大体わかりますよね。だから、そのところを早急に商工会だとか、観光の関係者にこのビルに行ったほうがいいとか、そういうことの誘導というか、那覇市はどこのビルに行けばいいとか、沖縄市はそういうものをつくってあるというから、他はそれができていないと思うのです。読谷村でもできていない。そういうことが実際発生した場合どうするかと。例えば、県立高等学校でも海に面している高等学校もいっぱいあるわけです。結局、小学校中学校含めて、その対策はどうするかといったときに、例えば学校の先生だって、地元を知らないのだから。だから、地元の高台があっても、どこにあるのか知らない。そういう緊急のことを今やるべきではないのかと。緊急態勢で。絵に描くことも書くことも議論することも結構だけれども。地震が来たらこれで逃げろと。そういうことを地方自治体一緒になって早くやるべきではないかということが私の意見であるわけです。

○又吉進知事公室長　日ごろからやはり、今ここで起きたときにどこに逃げるべきか、そういうことを意識づけることは極めて重要でありまして、そのためには避難ルートというものを常に確実にしなければならないと。そのルートをやはり最も地域の状態を熟知しているのは、やはり市町村なわけでございまして、その市町村に対して県はことし3月に標高のマップを提供しまして、市町村がそこに所在しておられる方が逃げやすいようなルートをつくるような、それを県としても支援していくこうと。それを踏まえて早急に避難訓練をやっていこうということが現状でございます。

○吉田勝廣委員　だから、避難訓練はそこに住んでいる人たちだけですよね。観光客の皆さんはどうかと。観光客は行ったり来たりするでしょう。そもそも住んでいないでしょう。私がわざとリゾート地と言ったのは何なのかと言っているわけです。では、同時にそういうことが財政的に負担をしなければならなかつたら、やはり県が市町村と早期に相談をして、財政負担はどうなのかとか、いわゆるハザードマップかどうかわからないけれども、そういう建物に逃げなさい、あるいはこうしなさいという観光客の皆さんに何らかの形でやっておかないと困ってしまうのではないかと。これは緊急性があるから。訓練というのはあくまでも従業員の訓練であったり、そこに滞在するのであれば結構。だけれども、観光客はそうはいかないのです。夜中に発生した場合、酔っ払っているかもしれないと。この人たちを従業員がやる、もちろん。しかし、従業員が誘導できないとき、自分たちで逃げないといけないというときに、どう判断し

てどこに逃げるというのはわからない。そこを私は今早急にやるべきではないかと言っているわけです。

○又吉進知事公室長 吉田委員の御指摘は全くごもっともでございます。県としましても、これは所管は文化観光スポーツ部にその計画をさせているわけですけれども、観光客、旅行者等につきましては観光協会でありますとか、それから旅行業者、レンタカー会社、ガソリンスタンド等と十分話をして、連携をして、観光客等の避難誘導を行う体制をつくっていこうという取り組みをやっております。

○吉田勝廣委員 だから、レンタカー業者は那覇ですよね。そのレンタカーを置くところは宿泊する施設です。もちろんレンタカーを流しているときに、事件事故が発生するとこれはまたどうするかはまたレンタカー業者でやればいい。あと、実際その宿泊しているところで発生した場合はどうするかと。だから、観光協会というのはそこまで責任を持ってできないわけです、基本的には。観光協会というものは、例えば恩納村とか、あるいは本部町であるとか、名護市に何名いるかと、従業員が。日常そこに生活しているわけではないのです。だからそこのところ、私はスピードが足りないような感じがする。

○又吉進知事公室長 やはり、宿泊客の安全というものは、宿泊施設に一定の責任があると。そのあたりは観光協会もよく理解していただいていまして、県の防災会議にも参画をしていただいておりますので、そういう形で従業員による避難誘導等はしっかりとできるように、これは県としても十分取り組んでまいりたいと思っております。

○吉田勝廣委員 私が言っているのは、緊急に例えばこのホテルへ避難したほうがいいですか、誘導道路をすぐつくってくださいということなんです。会議しなさい、会議したからどうのこうのというものではない。もし、津波がきょう、あす来たときにどこに逃げるかという、観光客の皆さんに逃げ場所を明示してくださいということなのです。例えば、たくさんホテルがありますよね。5階に逃げるか、あるいは遊んでいるときは、この街で飲んでいるときはどこに行くかとかありますよね。やはり高台に逃げるけれども、例えば宿に自分の子供を置いていたときはどうするかとかありますよね。こういうところなのです。私は東日本大震災の被災地を行って見てきて、確かに行ったのがまたやられたりしているわけです。だから、私が言っているのはそういうことです。

緊急体制をやりなさいと言ってるのは。

○又吉進知事公室長 今の御提案は、今ある資源をいかに使うかという点と、新たに必要な資源を整備するという2点だというように理解をしておりますので、両面にわたってしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今の陳情第87号女性の視点からの防災対策に関する陳情、女性の視点からの防災対策の要請ということで、これは極めて重要な陳情要望なのですけれども、皆さん方もいろいろ対策はとられているようですが、つかぬことをお伺いします。農林水産部などは東日本大震災で現地に職員を派遣して、港の整備とかあるいは調査もやって、沖縄に生かすべきところ、職員を派遣したりしていますけれども、この防災危機管理を担当している知事公室として、知事公室長含めて東日本大震災の現地での調査とか職員派遣とか、実態を教えてください。

○又吉進知事公室長 まず知事公室で言いますと、東日本大震災発生はたしか11日に発生していますので、なかなか現地の状況が把握できないものですから、3月25日ごろに知事公室の職員一課長1人を現地に派遣しまして、そこで福島県、宮城県、岩手県の担当者と接触をさせまして、今何が必要かという情報収集を行いました。さらに私自身は知事と一緒に5月のたしか12日だったと思います。2カ月後ですね。私も視察をして、その現場でいろいろ情報交換をしました。それと並行しながら、先ほど申し上げたように医療スタッフでありますとか、心のケアスタッフでありますとか、技術者を派遣しております。できるだけこちらがお助けする部分とさらに先方から情報をいただいて、何かをやっていこうという部分で取り組んだところでございます。

○渡久地修委員 それと、現地に行かれて、そのあと現地だけでなく国の対策もあるし、いろいろ経てこの間県の対策、いわゆる地域防災計画で劇的に変わったと、強化されたというものを幾つか挙げるとしたらどんなものがありますか。

○又吉進知事公室長 まずは精神的な部分で、防災計画はこれでいいのかとい

う意識が職員全員に広まったということでございます。具体的には、やはり何と言いましても津波対策という点で津波想定をその時点ではやっていたのですが、これを見直さなくてはいけないのかどうかということを再度検討いたしました。結果的には5メートル以上の津波にも備えなければならないと検討委員会の結論が出ましたので、これにいかに対応していくかというところで知恵を絞っているところでございます。そういった形で、東日本大震災の災害状況を踏まえた、これはまた分析する必要がありますけれども、それを生かした一定の防災計画になっていると考えております。

○渡久地修委員 今、まちを行くと標高表示がやられていますね。あれはかなり前進した面もあると思うのですけれど、今言った5メートル、それ以前は何メートル対策でしたか。

○又吉進知事公室長 具体的に津波が何メートルというような明示的なものがなかったと考えております。

○渡久地修委員 県が5メートルというのは東日本大震災の教訓からいくと、10メートルならわかるけれども、県の想定は5メートルですか。

○又吉進知事公室長 5メートル以上ということでございます。

○渡久地修委員 東日本大震災は高いところは30メートルを超えてるわけですね。そういう意味ではやはり10メートル前後に設定するのは当然ではないですか。

○又吉進知事公室長 これは、県地震・津波想定検討委員会というものがございまして、琉球大学の仲座先生を中心にやっていただいたところです。当然ながら、最近まで起こった津波の記録というものが基礎になっているわけですけれども、その議論の中で渡久地委員のおっしゃるように1回つくったものを東日本大震災後もう一度見直したのですけれども、この10メートル以上、あるいはおっしゃるように30メートル以上の被害、実際にそういう記録があるということと、それから明和の大津波といった記録もやはり対応しなければならないという議論もありまして、そこで5メートル以上という言葉の中に5メートルを超える、あるいは10メートルを含んだ考え方で対応が必要だということが書いてあるのですが、しかし現実問題として30メートルが発生したときに、どう

防ぐかということがなかなかこれは相当な検討が必要になる問題でございまして、まずは5メートル以上という設定をした上で所要の対策を考えていこうというのが現在の考え方でございます。

○渡久地修委員 この陳情処理の3ページの特に4、防災のことを一つ一つ聞いたら幾ら時間があっても足りないので、具体的なものはこれだけできょうはとどめておきますけれど、沖縄県は標高10メートル以下の学校が幾つでしたか、たしか50か60くらいあったと思うのですけれども、そういったところの対策をこれまでに東日本大震災を受けて、議会でも相当問題になって、各市町村も一生懸命やっていると思います。もうかなりとられたと理解していいですか。小中学校の対策の進捗状況はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 これは正直申し上げまして、道半ばであると。まだ端的にそれができ上がっているということは、なかなか言いにくいと思います。ただ、先ほど来答弁させていただいているように、やはり対策とさらに避難訓練ですね。情報伝達と避難訓練というものが大事だと考えておりまして、この夏から秋にかけて精力的にやってまいりたいと考えております。これは市町村ともしっかりと連携しながらその対策の高度化に向かっていきたいと考えております。

○渡久地修委員 小中学校、高等学校も含めてですけれども、特に小学校、中学校も被害が万が一授業中に津波が発生したときには、そこに対応いかんによって助かったところと被害があったところと東日本大震災の教訓でも明らかですね。そういう意味では一刻の猶予もできないので、いろいろな対策をやることはいっぱいあります。備蓄から、とにかくやるのはいっぱいある、小中学校に対する対策というのはこの秋までと言っていましたけれども、特に標高10メートル以下のところは県の責任で、当然管理は市町村ですから、とにかくきちんと対策することはやってもらえますか。どうですか。

○又吉進知事公室長 やはり防災というのは大変県の責任は重いわけとして、そういう意味でも住民の避難、安全に避難誘導させるという観点を含めて、しっかりと取り組んでまいります。

○渡久地修委員 私も2回、5月と9月に行ってきました。体育館とかに避難所ができていますよね。そこにはいろいろな物資がいっぱい来ているのです。

そうではない民間住宅に物資を届けて回ったのですけれど、とにかくそこの県は物資は足りていますということなのです。ところが、下に行くともうほとんどない、行き届いていないのです。トイレットペーパーなどを持って行って、トラックにいっぱいトイレットペーパーを持って行っても、2個に制限するくらい、あつという間になくなるくらいトイレットペーパーから洋服から、先ほど女性の視点であれば生理用品とか、とにかく日常のものがすべて流されているわけだから、買い物に行こうにもスーパーも全部やられているわけです。だから、買い物にも行けないわけです。特にお年寄り、車のない人たちには、近くのスーパーもすべてやられているものだから、とにかく家はあるけれども、食べ物もない歯ブラシも何にもすべてがないという状況ですから、そういうときでも県に問い合わせすると、私は沖縄県にも報告しましたけれども、今向こうは足りていますという報告と、もう送らなくていいですと。ところが、下に行くと不足していると。こういう状況がありますから、私は県の防災計画をきちんとやっていく上でお互いの行政同士の情報だけではなくて、こういう実際の被害地域の人たちの状況がどうだったのかという情報を、改めて職員をきちんと配置して情報収集するなり、いろいろなところからこういう情報収集するなり、きめ細かなものをやらないと、これは女性の視点と書いてありますけれども、女性の視点からも子供の視点からも弱者の視点からも、そういうところが現場では不足しているのです。その辺をきちんとやってもらいたいですけれども、どうでしょう。

○又吉進知事公室長 全くおっしゃるとおりでございまして、やはり災害あるいは災害が起きた際の避難者、被災者の生活維持といった点は、行政が多岐にわたる責任を持つわけでございまして、これは全庁挙げて考え、また備える問題であると考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情2件について、審査を行います。

まず、陳情第93号について、刑事部長の説明を求めます。

石新政英刑事部長。

○石新政英刑事部長 陳情第93号暴力団排除条例の廃止に関する陳情につきまして御説明申し上げます。

本件陳情書の内容を検討したところ、同陳情書5ページに、暴排条例第26条ないし第34条部分に対する意見が記載されておりますが、沖縄県暴力団排除条例は、全23条で構成され、同条項は規定されておらず、その内容は東京都暴力団排除条例に規定されている事項に関するものと想料されることからも、同陳情は、沖縄県暴力団排除条例に対する陳情とは解しがたいものであります。しかしながら、同陳情書には、全国暴力団排除条例の目的や内容の違法性並びに公安委員会の組織の形骸化や同条例制定による警察職員の再就職への助長があるとして、同条例を廃止すべきという点に主張の要旨があるように思われますので、沖縄県暴力団排除条例に関して御説明したいと思います。沖縄県暴力団排除条例は、暴力団が県内の事業活動及び県民の生活に不当な影響を与えていたる現状にかんがみ、その影響を排除するため、事業者によって暴力団の活動を助長することとなる利益の供与等が行われないよう必要な規制措置等を講ずるものであって、その目的及び内容に何ら非難を受けるようなところはございません。また、沖縄県暴力団排除条例を運用するに当たり、恣意的なものであつてはならないことは当然であり、警察としましては、県民の皆様に納得していただけるように適正かつ効果的な運用に努めているところであります。このほか、県公安委員会の組織のあり方や、警察職員の再就職についての言及もありますが、警察法に規定されている県公安委員会の管理機能は十全に発揮されており、また、沖縄県暴力団排除条例が警察職員の再就職を目的とするものでないことも言うまでもないところであります。なお、同陳情は、先に御説明しました東京都の暴力団排除条例に関するものと想料され、沖縄県に暴力団排除条例の制定権がないかのような主張や、県議会における沖縄県暴力団排除条例の制定経緯に問題があったかのような主張もありますが、いずれも全く当を得ないものであることは、県警察から改めて御説明をするまでもないかと考えております。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○山内末子委員長 刑事部長の説明は終わりました。

次に、陳情第96号について、交通部長の説明を求めます。

砂川道男交通部長。

○砂川道男交通部長 陳情第96号那覇市松山において生活空間としての道路の規制を求める陳情の処理方針等について御説明いたします。

本件陳情に係る那覇市松山地区は、酒類販売業、深夜飲食店等が混在する商業地域であります。同地域内では、道路環境や交通の状況に応じて30キロ毎時の最高速度や駐車禁止等の交通規制を実施しております。本件陳情において、商行為等を行う配達バイクについて、一定の道路での通行を制限するという交通規制につきましては、商業地域でもあること等から、慎重な判断が必要であると考えております。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○山内末子委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複するがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情第96号那覇市松山において生活空間としての道路の規制を求める陳情ですが、陳情者が出していますが、この辺の酒店というものは何軒くらいありますか。

○砂川道男交通部長 真向いに酒類店がありまして、その近辺に何軒というのは即答できません。

○渡久地修委員 ではこの陳情者が言っているのは、1軒の酒店のことを言っているのですか。

○砂川道男交通部長 はい、現場を見たところそのように把握しております。

○渡久地修委員 今この陳情者が言っているようなアクセルを吹かしたりとか、バイクの車体の一部を地面に摩擦というものはマフラーをすっているのか、それとも、バイクのスタンドのばねが外れてすれているのか、こういう事実はあるのですか。

○砂川道男交通部長 深夜飲食店に酒などを配達する中において、その道路を頻繁に通ることはあります。その中において、サドル等を接着したりして出し入れの音は聞こえると思います。

○渡久地修委員 処理概要で、慎重な判断が必要であると。要するにバイクは通るなと規制をするというのが難しいというのはわかると思いますけれども、お互い同じ地域に住んでいるわけですから、共存しないといけないですよね。そういう意味では、この酒店に、こういう陳情が出ていますけれども仕事をする上でもマナーをきちんと守ってくださいとか、こういう苦情も来ているのでそこはきちんとやってくださいという協力願いは、これはやる必要があると思うのですけれども、どうですか。

○砂川道男交通部長 それについては、この件の説明が終わった後早速やります。また、これまで本人と思われる方から1年間に41回、駐車違反の取り締まりとか深夜飲食店の営業がうるさいとかということがあります。本人以外からはいません。

○渡久地修委員 いずれにしても、こういう陳情が来てますから、御協力お願いしますということはきちんと、これこれやるのは当然だと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 乙第1号議案につきましては、識名トンネル補助金返還問題に関する条例議案でありますが、県民感情を考えたときに、もう少し慎重に審査をしたいと思いますので、継続審査の動議を申し出たいと思います。

○山内末子委員長 ただいま、乙第1号議案に対し、高嶺善伸委員から継続審査の動議の提出があります。

よって、この際、乙第1号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、具志委員から、知事が責任をとって減給したいという申し出に対し、この知事の責任のとり方について認めないとする結論に基づいて動議を提出したのか確認があった。山内委員長から重要な案件については再開して質疑ができる旨示され、再開して質疑を行うことになった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 先ほど休憩中に申し上げたとおりで、これだけ重大な事件になり、ここまで発展してきたわけですから、最高責任者たる知事は県民の前に

自分の責任の所在、あるいは考え方について、当然意思表示をすべきだと思っております。これが今回の減給条例の提案だと思っています。自戒の念を持って減給したいという知事の申し出を認めないと、このようなことを今回の動議は示すことになるのですかとお聞きをしたいと思います。

○高嶺善伸委員 国から告発されるという前代未聞の不祥事が起きました。この告発は受理されました。県民が大変注目しています。この結果について、我々は県議会として説明責任を果たすために今回の条例案を慎重に審査をすべきだという立場で、継続審査を提案したわけです。

○具志孝助委員 先ほどの議論の中で、知事のいわゆる減給申し出についてはどうなのですか。これを是としないのですか。本人からの反省で責任をとりたいという申し入れなわけですから、これを認めないということになると、これは逆を考えたときに一知事からそういうような申し出が出ないときには、一体全体議会としてはどうなのですか。私は、知事からそのような申し出があることは極めて当然な手続ではないかと、知事としてはですよ。当然の行為だと思いますよ、最高責任者としては。もしそのような意思表示がなければ、これはどういうことかと。事件が発生して議会で反省していますというようなことを言いながら、何ら責任を明らかにしないのかというようなことになるのではないですか。私はそれはそれで、当然議会としては是か非か結論を出すべきだと思っています。別に意見があるのだったら、それは別件として申し出るべきことだと思っています。この100分の50は少なすぎるとか、こんなものではないとか、そういう責任のとり方ではないのだと、身を引くべきだとか、何かそういう具体的に答えればわかるのですが、認めないと、保留だという。いわゆる今議案を出すのが適当ではないという考え方ですか。内容の話ではないのですか。

○高嶺善伸委員 先ほど申し上げたように、我々は地方自治法第96条の議決機関ですので、県民感情を考えたときに告発もされているので慎重審査をしたいというだけです。

○吉田勝廣委員 今度の事案はいろいろ経過をたどってきたと思います。だけれど、いわゆる議会の中で責任を明確にしなさいと、そういう質疑があって、知事は6月までに決着をしたいと。さまざまな経過を通じて知事は今の条例を

提出したと思います。それで告訴がありましたと。告訴があつて慎重審査をする必要ということで説明していますが、もし仮に6月という時点をもつて知事はいろいろな責任を感じてこうして処分をしてきたわけですね。それに対して私は仮に議会でそういうことを一野党の皆さん含めて多くの皆さんがそうやつてきたわけだから、知事はみずからの処分を議会の答弁としてやってやつたわけですよ。もちろん慎重審査という意味も理解しないでもないけれども、しかし条例が出た以上、ある程度の判断というか、否決は否決だとか、賛成は賛成だとか、こういう結論を出すべきではないかと。もし仮に、告訴されてその告訴の中で何もないということになるのかならないのか。そのところの判断をやはりこれから経過をたどってやるべきではないか。また、先ほど地方自治法の中での処分だけだったとすると、告訴に至つてもし処分が出たときには今の条例に対してもっと別な意味の一知事含めて関係者が告訴に基づいて起訴される可能性があるのかないのかと。それは具志委員が先ほど言ったその時点で考えてもいいのではないかと。告訴されて刑事事件に発展したら大きな課題ですよ。その時点でこの問題は審査できるのではないかと思っています。

○高嶺善伸委員 私は代表質問でもっと県民への説明責任を果たすべきではないかと知事に質問をしました。知事は責任の所在については、知事及び関係した職員の減給処分を行ったところであるのだと、いかにも幕引きのような印象を与えるものだから、そうではなく、告発もされているので堂々と新しい事実が出てくるかどうか捜査を受けて、このことはこのことで結論を出してもらう。我々は地方自治法上の処分だけではなく、県民が納得できるような全容解説を期待しているので、県議会としてはそれに対する説明責任を果たす必要がある。だから慎重審査をして継続にしたほうがいいですという提案です。

○吉田勝廣委員 理由は、告訴されたから継続審査ということですね。それでいいですか。

○高嶺善伸委員 県議会だから県民感情を考えて慎重審査をしたほうがいいのではないかと。だから地方自治法第96条の議決機関としての議決議案は継続審査をしたほうがいいという提案をしているわけです。この条例議案だけですよ。

○末松文信委員 休憩中に私は一般的なお話をさせていただきましたけれども、行政手続上はごく必然的な手續であるので、そのところを議論するつもりはないのですけれども、今告訴されているからということでこの案件を引き

延ばすということになると、告訴した案件はいつ終結するかもわからない状態ですよね。その終結するまで待つという考え方なのでしょうか。

○高嶺善伸委員 何も告発されたから、告発の経緯だけを見守るということではなくて、この補助金の請求、それから受け入れ、支払い、経過ごとに検証したらだれにどのような責任があるのかはっきりしてくるわけです。だから全容解明しなければいけないので、我々も知事が自戒の念を持って条例を提案する意味もわかつてはいるが、もう少し慎重に審査をしたほうがいいのではないかということです。繰り返しになりましたけれども。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

これより、本動議を採決いたします。

本動議は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○山内末子委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本動議に対する可否を裁決いたします。

委員長は、乙第1号議案継続の動議については可決と裁決いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例、乙第3号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、乙第4号議案沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例、乙第5号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例及び乙第6号議案沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の条例議案5件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案から乙第6号議案までの5件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第24号議案那覇市の中核市指定に係る申出の同意についての議決議案1件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案1件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案1件は可決されました。

次に、乙第26号議案沖縄県人事委員会委員の選任について、乙第27号議案沖縄県収用委員会委員の任命について、乙第28号議案沖縄県公安委員会委員の任命についての同意議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第26号議案から乙第28号議案の同意議案3件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第29号議案沖縄県監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第29号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第30号議案沖縄県監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第30号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第31号議案沖縄県監査委員の選任についてを採決いたします。

この際、委員会条例第15条により、渡久地修委員の退席を求めます。

(渡久地修委員、退席)

○山内末子委員長 お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第31号議案は、これに同意することに決定いたしました。

この際、渡久地修委員の入場を求めます。

(渡久地修委員、入場)

○山内末子委員長 次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等裁決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情7件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 山 内 末 子